

【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書
【提出先】	関東財務局長殿
【提出日】	平成21年4月10日
【計算期間】	第33期（自 平成20年7月19日 至 平成21年1月19日）
【ファンド名】	J F アジア・成長株・ファンド
【発行者名】	J P モルガン・アセット・マネジメント株式会社
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 サイモン・エフ・ウォールス
【本店の所在の場所】	東京都千代田区丸の内二丁目7番3号 東京ビルディング
【事務連絡者氏名】	内藤 敏信
【連絡場所】	東京都千代田区丸の内二丁目7番3号 東京ビルディング
【電話番号】	03－6736－2000
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

第一部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1【ファンドの性格】

（1）【ファンドの目的及び基本的性格】

（イ）ファンドの目的

当ファンドは、信託財産の成長を図ることを目的に、当ファンドと実質的に同一の運用の基本方針^{*}を有する親投資信託である J F アジア・成長株・マザーファンド（適格機関投資家限定）（以下「マザーファンド」という場合があります。）受益証券を主要投資対象として積極的な運用を行います。（後記「2 投資方針（1）投資方針」をご参照ください。）

^{*} 実質的に同一の運用の基本方針とは、投資の対象とする資産の種類、運用方針、運用方法、投資の対象とする資産についての保有額もしくは保有割合に係る制限または取得できる範囲に係る制限その他の運用上の制限が実質的に同一（マザーファンドにおける収益分配方針およびマザーファンドへの投資に係るものを除きます。）のものをいいます。

（ロ）信託金の限度額

委託会社は、受託会社と合意のうえ金3,000億円を限度として信託金を追加することができます。

（ハ）基本的性格

社団法人投資信託協会の商品分類に関する指針に基づく、当ファンドの商品分類および属性区分は以下の通りです。

商品分類^{*1}—追加型投信／海外／株式

属性区分^{*2}—投資対象資産：その他資産（投資信託証券（株式 一般））^{*3}

^{*3} マザーファンドへの投資を通じて、株式に実質的な投資を行いますので、投資対象資産は、その他資産（投資信託証券（株式 一般））と記載しています。

決算頻度：年2回

投資対象地域：アジア

投資形態：ファミリーファンド

為替ヘッジ：あり（適時ヘッジ）

*1 商品分類の定義（社団法人投資信託協会—商品分類に関する指針）

追加型投信	一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ従来の信託財産とともに運用されるファンド。
海外	目論見書または信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に海外の資産を源泉とする旨の記載があるもの。
株式	目論見書または信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に株式を源泉とする旨の記載があるもの。

※ 2 属性区分の定義（社団法人投資信託協会－商品分類に関する指針）

投資対象資産	その他資産（投資信託証券（株式 一般））： マザーファンドへの投資を通じて、主として株式に投資するもののうち大型株属性*、中小型株属性*のいずれにもあてはまらないもの。
決算頻度	年 2 回： 目論見書または信託約款において、年 2 回決算する旨の記載があるもの。
投資対象地域	アジア： 目論見書または信託約款において、組入資産による投資収益が日本を除くアジア地域の資産を源泉とする旨の記載があるもの。
投資形態	ファミリーファンド： 目論見書または信託約款において、マザーファンド（ファンド・オブ・ファンズにのみ投資されるものを除く。）を投資対象として投資するもの。
為替ヘッジ	あり（適時ヘッジ）： 目論見書または信託約款において、為替のフルヘッジまたは一部の資産に為替のヘッジを行う旨の記載があるもの。

*「大型株属性」・・・目論見書または信託約款において、主として大型株に投資する旨の記載があるもの。

「中小型株属性」・・・目論見書または信託約款において、主として中小型株に投資する旨の記載があるもの。

（注）上記の属性区分の定義については、社団法人投資信託協会の「商品分類に関する指針」を参考に委託会社で作成したものが含まれます。

（参考）社団法人投資信託協会が規定する商品分類および属性区分の一覧

商品分類表

単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 （収益の源泉）
単位型	国 内	株 式
		債 券
追加型	海 外	不動産投信
	内 外	その他資産 （ ）
		資産複合

（注）当ファンドが該当する商品分類を網掛け表示しています。

属性区分表

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ
株式 一般 大型株 中小型株	年1回	グローバル		
	年2回	日本		
債券 一般 公債 社債 その他債券 クレジット属性 ()	年4回	北米		
	年6回 (隔月)	欧州	ファミリーファ ンド	あり (適時ヘッジ)
不動産投信	年12回 (毎月)	アジア		
	日々	オセアニア		
その他資産 (投資信託証券 (株式 一般))	その他 ()	中南米	ファンド・オブ ・ファンズ	なし
		アフリカ		
資産複合 () 資産配分固定型 資産配分変更型		中近東 (中東)		
		エマージング		

(注) 当ファンドが該当する属性区分を網掛け表示しています。

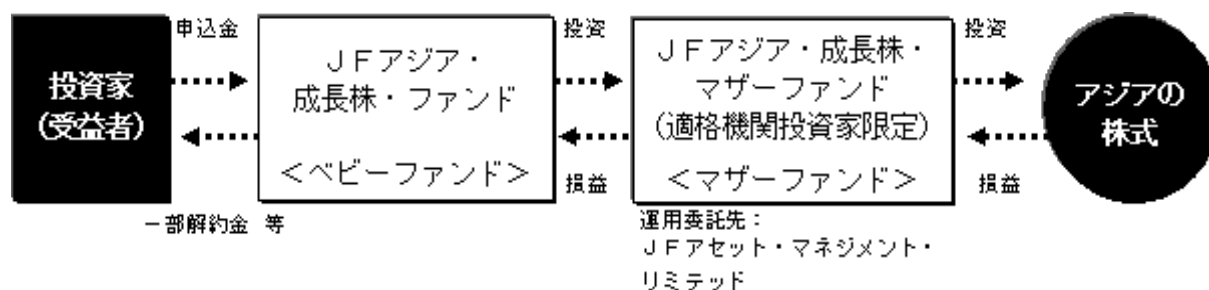
当ファンドを含むすべての商品分類、属性区分の定義については、社団法人投資信託協会のホームページをご覧ください。

HPアドレス：<http://www.toushin.or.jp/>

(二) ファンドの特色

当ファンドはファミリーファンド方式で運用を行います。

ファミリーファンド方式とは、投資家から投資された資金で設定された当ファンド（J F アジア・成長株・ファンド）をベビーファンドとし、当該ベビーファンドがその資金をマザーファンド（J F アジア・成長株・マザーファンド（適格機関投資家限定））に投資することで、その実質的な運用を行う仕組みです。



① マザーファンドは、日本を除くアジア各国（香港、中国、台湾、韓国、シンガポール、マレーシア、タイ、インドネシア、フィリピン）^{*1}の株式の中から、収益性・成長性・安定性などを総合的に勘案して選択した銘柄に投資します。

マザーファンドは上記の株式に連動する投資成果を得ることを目的とするカバード・ワラントおよび株価連動社債^{*2}に、一定の範囲内において投資する場合があります。

^{*1} 投資対象国は、ベンチマークの構成国が見直された場合、変更することがあります。

ベンチマークについては、後記「2 投資方針（1）投資方針（イ）投資方針」をご参照ください。

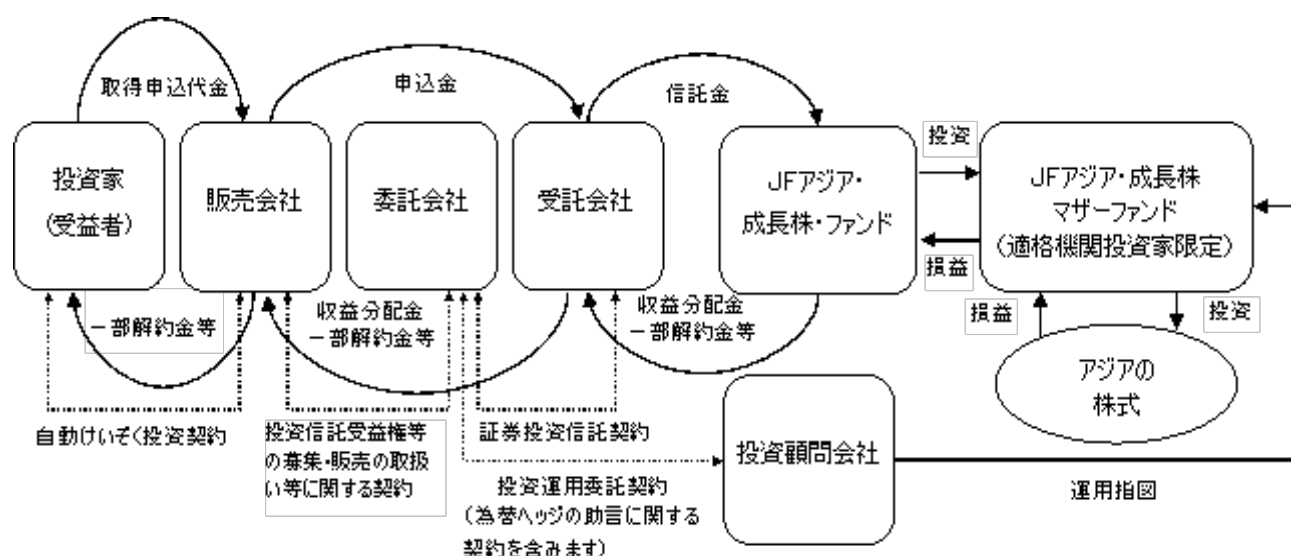
※2 カバード・ワラントとは、オプション（ある原資産について、あらかじめ決められた将来の一定の日または期間において、一定のレートまたは価格で取引する権利）を証券化したものをいい、株価連動社債とは、ある株式（複数の銘柄の場合を含みます。）の価格に連動する投資成果を得ることを目的として組成される社債をいいます。（以下同じ。）

- ② マザーファンドは、株式の組入比率に制限を設けず、積極的な運用を行います。
- ③ 為替ヘッジは、当ファンドにおいて、市況環境やファンドの資金動向等に応じ他通貨ヘッジを行う等弾力的に対応します。
- ④ 委託会社はマザーファンドの運用の指図に関する権限をJ Fアセット・マネジメント・リミテッド*に委託します。

* J Fアセット・マネジメント・リミテッドおよび委託会社は、「J Pモルガン・アセット・マネジメント」グループの一員です。「J Pモルガン・アセット・マネジメント」グループとは、J Pモルガン・チェース・アンド・カンパニーの傘下であり、直接または間接的に資本関係のある運用会社を総称するものです。

（２）【ファンドの仕組み】

（イ）仕組み



（ロ）当ファンドおよびマザーファンドの委託会社および関係法人の名称、役割、委託会社等が締結している契約等の概要

① J Pモルガン・アセット・マネジメント株式会社（委託会社）

当ファンドおよびマザーファンドの委託会社として、受益権の発行、信託財産の運用指図、目論見書および運用報告書の作成等を行います。

② 三菱UFJ信託銀行株式会社（受託会社）

（再信託受託会社：日本マスタートラスト信託銀行株式会社）

委託会社との契約により、当ファンドおよびマザーファンドの受託会社として信託財産の保管・管理業務および信託財産の計算等を行います。

③ J Fアセット・マネジメント・リミテッド（投資顧問会社）

委託会社との契約により、委託会社から運用の指図に関する権限の委託を受け、マザーファンドの運用指図を行います。また、委託会社に対して為替ヘッジに関する助言を行います。

④ 野村證券株式会社（販売会社）

委託会社との契約により、当ファンドの販売会社として、受益権の募集の取扱い、目論見書の交付、運用報告書の交付代行、収益分配金の再投資に関する事務、収益分配金*・一部解約金・償還金の支払い等を行います。

* 販売会社にて所定の手続きをとった場合に限りです。

（ハ）委託会社の概況

① 資本金 2,218百万円（平成21年4月10日現在）

② 会社の沿革

昭和46年 ジャーディン・フレミング、日本市場の成長性に着目し東京に駐在員事務所を開設

昭和60年 ジャーディン・フレミング投資顧問株式会社設立、有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律施行に伴い、同社は昭和62年に投資一任契約にかかる業務の認可を受ける。

平成2年 ジャーディン・フレミング投信株式会社設立

平成7年 ジャーディン・フレミング投資顧問株式会社とジャーディン・フレミング投信株式会社が合併し、ジャーディン フレミング投信・投資顧問株式会社となる。

平成13年 ジェー・ピー・モルガン・フレミング・アセット・マネジメント・ジャパン株式会社に商号変更

平成18年 J Pモルガン・アセット・マネジメント株式会社に商号変更

平成20年 J Pモルガン信託銀行株式会社より資産運用部門の事業を譲受

③大株主の状況（平成21年4月10日現在）

名 称	住 所	所有株式数(株)	比率(%)
ジェー・ピー・モルガン・アセット・マネジメント（アジア）インク	米国デラウェア州	56,265	100

2【投資方針】

（1）【投資方針】

（イ）運用方針

当ファンドは、信託財産の成長を図ることを目的に、当ファンドと実質的に同一の運用の基本方針を有する親投資信託であるマザーファンド受益証券を主要投資対象として積極的な運用を行います。

当ファンドは、MSCIオール・カンントリー・ファーイースト・インデックス*（除く日本、配当なし、円ベース）をベンチマークとします。

ベンチマークとはファンドの運用成果を計る指標です。

当ファンドは、中長期的にベンチマークを上回る投資成果の実現を目指しますが、ベンチマークを上回ることを保証するものではありません。当ファンドのパフォーマンスは、ベンチマークを上回る場合も下回る場合もあります。また、アジアの投資対象国市場の構造変化等によっては、当ファンドのベンチマークを見直す場合があります。

* MSCIオール・カンントリー・ファーイースト・インデックス（除く日本、配当なし、円ベース）とは、モルガン スタンレー キャピタル インターナショナル社（MSCI社）が発表している指数です。MSCI社は、世界の投資家に世界中のインデックス・ベンチマークに関する商品・サービスの提供を行っております。同インデックス（指数）は、アジア地域各国（中国、香港、台湾、韓国、シンガポール、マレーシア、タイ、インドネシア、フィリピン）のMSCI指数から構成されています。（2008年12月末現在）

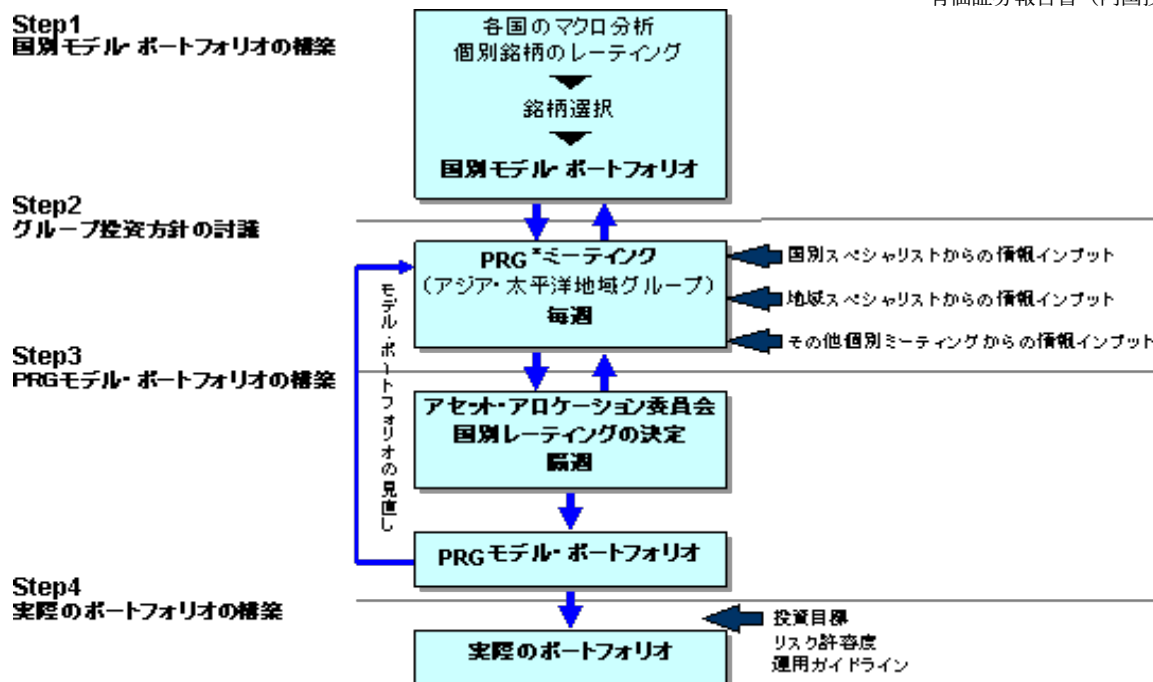
（ロ）投資態度

① 銘柄選択のプロセス

マザーファンドにおける銘柄選択のプロセスは次のとおりです。

なお、資金動向や市況動向により、次のような運用ができない場合もあります。

マザーファンドに係る運用の指図に関する権限の委託を受けたJ Fアセット・マネジメント・リミテッドは、以下の銘柄選択プロセスにしたがい、積極的な運用を行います。



(2008年12月末現在)

＊ アジア・太平洋地域グループ（以下「PRG」という場合があります。）は、「JPモルガン・アセット・マネジメント」グループ各社のアジア・太平洋地域（日本を除く）の株式運用戦略に基づく運用を行うポートフォリオ・マネジャーで構成されます。PRGのポートフォリオ・マネジャーは、同グループの各地域のポートフォリオ・マネジャーと意見交換し、各銘柄の調査・分析を行っております。

Step1：国別モデル・ポートフォリオの構築

PRGに属する国別スペシャリストが、それぞれの担当国に特化して現地に密着した企業調査を行い、次の2つの視点から各企業の分析を行います。

- ◇ ビジネスの構造的な質（長期的な視点）：業種としての魅力、業種内での競争力、資本構成、経営者の質、配当政策など
- ◇ 期待される相対的な株価収益（短中期的な視点）：株価バリュエーションの絶対的・相対的な割高・割安感、株価バリュエーション再評価の可能性、業種全体の動向、流動性、情報の量と質など

上記の分析に基づくアウトプットとして、国別スペシャリストは、株価収益が各国市場全体の平均を上回ると判断する度合いに応じ、各企業を1～5の銘柄レーティング（1＝もっとも市場を上回る株価収益が期待できる銘柄、5＝もっとも市場を下回ると思われる銘柄）に格付けします。1または2と格付けされた銘柄を中心に、国別スペシャリストにより、国別モデル・ポートフォリオが構築されます。

Step2：グループ投資方針の討議

週次で開催されるPRGミーティングにおいて、国別スペシャリストやアジア地域株式の運用を担当する地域スペシャリスト、および業種別ミーティングやグローバル株式ミーティング、為替・債券ミーティングなど個別ミーティングからのインプットに基づき、PRGの投資方針の鍵となる以下の点について討議を行います。

- ◇ 各国別モデル・ポートフォリオに関する議論
- ◇ Step3でアセット・アロケーション委員会により決定される国別レーティングの土台となる議論

また、前回のPRGミーティングの討議内容、および前回のアセット・アロケーション委員会で決定された国別レーティングについての検討・議論も行います。

Step 3 : PRGモデル・ポートフォリオの構築

PRGミーティングでの討議に基づき、隔週で開催されるアセット・アロケーション委員会において、各国市場に対する国別レーティングを決定します。各国市場の株価収益がアジア市場全体の平均を上回ると判断する度合いに応じ、1～5の国別レーティング（1＝もっともアジア市場を上回る株価収益が期待できる国、5＝もっともアジア市場を下回ると思われる国）に格付けします。この国別レーティングに基づく国別配分の判断と、各国のモデル・ポートフォリオを組み合わせ、業種分散や流動性などにも配慮しながら、PRGのモデル・ポートフォリオが構築されます。

Step 4 : 実際のポートフォリオの構築

マザーファンドの運用担当者は、PRGのモデル・ポートフォリオをベースに、マザーファンドの投資目的やリスク許容度、運用ガイドラインなどを考慮し、実際のポートフォリオの組入銘柄およびその比率を決定します。なお、上記の運用プロセスを経ることにより、組入銘柄は銘柄レーティングが1または2の銘柄が中心となりますが、市場環境や売買のタイミング、流動性等の理由により、レーティング上位銘柄の非保有や、レーティング下位銘柄の保有が生じる場合があります。

② 為替ヘッジについて

為替ヘッジは、JFアセット・マネジメント・リミテッドの助言に基づき委託会社が判断し、執行します。

市況環境やファンドの資金動向等に応じて、他通貨ヘッジを行う等弾力的に行われます。（為替ヘッジは当ファンドで行い、原則としてマザーファンドでは為替ヘッジは行いません。）

為替ヘッジは、原則として次の方針により行います。

- ・アジア各国通貨の対円での値動きが、円安基調にあると判断する場合、外貨建資産に対する為替ヘッジは行いません。
- ・アジア各国通貨の対円での値動きが円高基調にあると判断する場合、外貨建資産に対する為替ヘッジを行い、為替変動リスクの低減を図ることを目指します。
- ・当該通貨に対して直接為替ヘッジを行うことを原則とします。ただし、直接為替ヘッジを行うことが容易でないと委託会社が判断する通貨に対しては、米国ドル等の主要国通貨を用いて間接的に為替ヘッジを行う場合があります。

外貨建資産に対する実質ヘッジ比率（直接ヘッジ、間接ヘッジを含みます。）を100%程度まで高める場合があります。

間接ヘッジを行った場合には、当該通貨の値動きと米国ドル等の間接ヘッジに使用した通貨の値動きが異なる場合が想定され、十分な為替ヘッジ効果が得られるとは限りません。したがって、為替変動の影響を完全に排除できるものではありません。

③ 運用の権限委託

マザーファンドの運用の指図に関する権限をJ Fアセット・マネジメント・リミテッドに委託します。

また、J Fアセット・マネジメント・リミテッドはJ Pモルガン・アセット・マネジメント（シンガポール）リミテッド*より投資助言を受け、ポートフォリオを構築しています。

* J Pモルガン・アセット・マネジメント（シンガポール）リミテッドも「J Pモルガン・アセット・マネジメント」グループの一員であり、同社のポートフォリオ・マネジャーもまたPRGに属しています。
同社のポートフォリオ・マネジャーは、J Fアセット・マネジメント・リミテッドに対し、各銘柄の調査・分析の結果の提供を行っております。

（２）【投資対象】

（イ）委託会社は、信託金を、主としてマザーファンドの受益証券および次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。以下（イ）において同じ。）に投資することを指図します。ただし、私募により発行された有価証券に投資することを指図しません。（J Fアジア・成長株・ファンド約款（以下「信託約款」といいます。））

- ① 株券または新株引受権証書
- ② 国債証券
- ③ 地方債証券
- ④ 特別の法律により法人の発行する債券
- ⑤ 社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます。以下同じ。）
- ⑥ コマーシャル・ペーパー
- ⑦ 外国または外国の者の発行する証券または証書で、①から⑥までの証券または証書の性質を有するもの
- ⑧ 新株引受権証券（分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。）および新株予約権証券（外国または外国の者が発行する証券または証書で、かかる性質を有するものを含みます。以下同じ。）
- ⑨ 投資信託証券（外国の者が発行する証券で、投資信託証券の性質を有するものを含みます。ただし、クローズド・エンド型の会社型外国投資信託証券を除きます。以下同じ。）
- ⑩ 外国の者の発行する証券または証書で、銀行業を営む者その他の金銭の貸付けを業として行う者の貸付債権を信託する信託の受益権またはこれに類する権利を表示するもの（以下「外国貸付債権信託受益証券」といいます。）
- ⑪ 外国法人が発行する譲渡性預金証書
- ⑫ 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。以下同じ。）
- ⑬ 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきものおよび外国の者に対する権利で同様の権利の性質を有するもの

なお、①の証券または証書および⑦の証券または証書のうち①の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、②から⑤までの証券および⑦の証券のうち②から⑤までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といいます。

（ロ）委託会社は、信託金を、前記（イ）に掲げる有価証券のほか、次に掲げる投資対象（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用する

ことを指図することができます。

- ① 預金
- ② 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
- ③ コール・ローン
- ④ 手形割引市場において売買される手形
- ⑤ 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
- ⑥ 外国の者に対する権利で⑤の権利の性質を有するもの

(ハ) 前記(イ)の規定にかかわらず、当ファンドの設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託会社が運用上必要と認めるときには、委託会社は、信託金を、前記(ロ)に掲げる投資対象により運用することの指図ができます。

(参考)マザーファンドの投資対象

(イ) マザーファンドにおいて投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

1. 次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。）

イ. 有価証券

ロ. デリバティブ取引（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、次に掲げるものに限り、）にかかる権利

(1)有価証券指数等先物取引（金融商品取引法施行前の旧証券取引法（以下「旧証取法」といいます。）第2条第21項に定める有価証券指数等先物取引をいいます。以下同じ。）にかかる権利

(2)有価証券オプション取引（旧証取法第2条第22項に定める有価証券オプション取引をいいます。以下同じ。）にかかる権利

(3)外国市場証券先物取引（旧証取法第2条第23項に定める外国市場証券先物取引をいいます。）にかかる権利

(4)有価証券店頭指数等先渡取引（旧証取法第2条第25項に定める有価証券店頭指数等先渡取引をいいます。）にかかる権利

(5)有価証券店頭オプション取引（旧証取法第2条第26項に定める有価証券店頭オプション取引をいいます。）にかかる権利

(6)有価証券店頭指数等スワップ取引（旧証取法第2条第27項に定める有価証券店頭指数等スワップ取引をいいます。）にかかる権利

(7)金融先物取引（金融商品取引法施行前の旧金融先物取引法第2条第1項に定める金融先物取引をいいます。）にかかる権利

(8)スワップ取引（金融商品取引法施行前の旧投信法施行規則第4条第5号に規定するものをいいます。以下同じ。）にかかる権利

(9)外国金融商品市場（金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定するものをいいます。以下同じ。）において行われる有価証券先物取引（旧証取法第2条第20項に定める有価証券先物取引をいいます。以下同じ。）と類似の取引にかかる権利

ハ. 金銭債権（イ、ロ、ニに掲げるものを除きます。）

ニ. 約束手形（イに掲げるものを除きます。）

2. 為替手形

(ロ) 委託会社（委託会社から運用の指図に関する権限の委託を受けた者を含みます。）は、信託金を、主として次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。以下（ロ）において同じ。）に投資することを指図します。

- ① 株券または新株引受権証書
- ② 国債証券
- ③ 地方債証券
- ④ 特別の法律により法人の発行する債券
- ⑤ 社債券

- ⑥ コマーシャル・ペーパー
- ⑦ 外国または外国の者の発行する証券または証書で、①から⑥までの証券または証書の性質を有するもの
- ⑧ 新株引受権証券および新株予約権証券
- ⑨ 投資信託証券
- ⑩ 外国貸付債権信託受益証券
- ⑪ 外国法人が発行する譲渡性預金証書
- ⑫ 指定金銭信託の受益証券
- ⑬ 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの
- ⑭ 外国の者に対する権利で⑬の有価証券の性質を有するもの

なお、①の証券または証書および⑦の証券または証書のうち①の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、②から⑤までの証券および⑦の証券のうち②から⑤までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といいます。

(ハ) 委託会社は、信託金を、前記(ロ)に掲げる有価証券のほか、次に掲げる投資対象（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

- ① 預金
- ② 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
- ③ コール・ローン
- ④ 手形割引市場において売買される手形
- ⑤ 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
- ⑥ 外国の者に対する権利で⑤の権利の性質を有するもの

(ニ) 前記(ロ)の規定にかかわらず、マザーファンドの設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託会社が運用上必要と認めるときには、委託会社は、信託金を、前記(ハ)に掲げる投資対象により運用することの指図ができます。

(3) 【運用体制】

以下の運用体制は、当ファンドの主要投資対象であるマザーファンド受益証券にかかるものです。

- ① J F アセット・マネジメント・リミテッドのアジア株運用は、総勢73名(2008年12月末現在)のPRGのメンバーが携わっています。
- ② それぞれの担当国に特化して現地に密着した調査・運用を行うポートフォリオ・マネジャー＝国別スペシャリストと、アジア地域全体をカバーして調査・運用を行うポートフォリオ・マネジャー＝地域スペシャリストが、それぞれの役割を補完し合っています。
- ③ 国別スペシャリストと地域スペシャリストとの間で行われるPRGミーティングで、アジアの投資方針が討議されます。
- ④ 年間で延べ約5,800件の企業に対する取材*を行っています。（2008年実績）
* 取材とは、企業訪問、企業来訪、電話取材等を通じて、企業の情報を得ることをいいます。
- ⑤ 国別モデル・ポートフォリオ*に含まれる企業には、原則として半年に1回以上の企業に対する取材を行っています。
* 国別モデル・ポートフォリオとは、国別スペシャリストが構築するその国の銘柄だけで構成されたモデル・ポートフォリオです。
- ⑥ 企業に対する取材によって得られた情報は「J P モルガン・アセット・マネジメント」グループ内のデータベース・システム（J F I R S T）に記録され、同グループ内のポートフォリオ・マネジャーによるアクセスを常に可能とすることにより、最新の情報の共有化を図っています。

PRGメンバーの常駐する拠点および人数



（注）上記マザーファンドの運用体制・組織名称等は、2008年12月末現在のものであり、今後変更となる場合があります。

PRGメンバーの常駐する拠点、PRGのメンバー数および企業に対する取材数は、今後変更されることがあります。

委託会社による、マザーファンドの運用の指図に関する権限の委託先および受託会社に対する管理体制

委託会社は、マザーファンドの運用の指図に関する権限の委託先の管理については、社内規程を定め、その規程にしたがい、運用商品管理部門が運用体制の状況や運用の基本方針に沿った運用業務の遂行の確認等を行うことにより管理しております。

また、受託会社の管理については、委託会社の事務管理部門において、日々の業務を通じ、受託会社の管理体制および知識・経験等を評価しております。また、必要に応じミーティングを行い、受託会社の業務の状況を確認しております。

（４）【分配方針】

毎計算期間終了時に、原則として以下の方針に基づき分配を行います。

① 分配対象収益の範囲

繰越分を含めた利子・配当収入および売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。

（詳細については信託約款第39条をご参照ください。）

② 分配対象収益についての分配方針

委託会社が基準価額水準、市況動向、残存信託期間等を勘案して、分配金額を決定します。ただし、分配対象収益が少額の場合は分配を行わないことがあります。

③ 留保益の運用方針

留保益の運用については、特に制限を設けず、委託会社の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行います。

（参考）

当ファンドの受益権は、平成19年1月4日より、「社債、株式等の振替に関する法律」（以下「社振法」といいます。）の規定の適用を受け、投資信託振替制度（以下「振替制度」といいます。）に移行いたしました。

振替制度への移行により、収益分配金は、計算期間終了日において振替機関等^{*1}の振替口座簿^{*2}に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる計算期間終了日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる計算期間終了日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とし、以下同じ。）について販売会社に交付され、税引き後無手数料で再投資されます。ただし、受益者が収益分配金の再投資停止にかかる販売会社所定の手続きをとった場合は、収益分配金を受け取ることができます。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

*1 当ファンドの振替機関である株式会社証券保管振替機構および当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第2条に規定するもの）をいいます。以下同じ。

※2 当ファンドの受益権の発生、消滅および移転を管理するコンピュータ・システム上の帳簿をいいます。以下同じ。
再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

（５）【投資制限】

（イ）信託約款は、委託会社による当ファンドの運用に関して以下のような一定の制限および限度を定めています。

① 株式への投資制限

株式への実質投資割合には、制限を設けません。

② 外貨建資産への投資制限

外貨建資産（外国通貨表示の有価証券（以下「外貨建有価証券」といいます。）、外国通貨表示の預金その他の資産をいいます。以下同じ。）への実質投資割合には、制限を設けません。

③ 投資する株式等の範囲

委託会社が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、取引所金融商品市場（金融商品取引法第2条第17項に規定するものをいいます。以下同じ。）または外国金融商品市場に上場（上場予定を含みます。）されている株式の発行会社の発行するもの、および取引所金融商品市場または外国金融商品市場に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券については、この限りではありません。

④ 同一銘柄の株式への投資制限

A 委託会社は、取得時において信託財産に属する同一銘柄の株式の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する当該株式の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。

B 委託会社は、信託財産に属する同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する当該新株引受権証券および当該新株予約権証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。

C 前記AおよびBにおいて信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額に、マザーファンドの信託財産の純資産総額に占める当該株式または当該新株引受権証券および当該新株予約権証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

⑤ 新株引受権証券等への投資制限

A 委託会社は、取得時において信託財産に属する新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する当該新株引受権証券および当該新株予約権証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の20を超えることとなる投資の指図はしません。

B 前記Aにおいて信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの時価総額に、マザーファンドの信託財産の純資産総額に占める当該新株引受権証券および当該新株予約権証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

⑥ 投資信託証券への投資制限

A 委託会社は、信託財産に属する全ての投資信託証券の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する当該投資信託証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。

B 前記Aにおいて信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの時価総額に、マザーファンドの信託財産の純資産総額に占める当該投資信託証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

⑦ 同一銘柄の転換社債等への投資制限

委託会社は、信託財産に属する同一銘柄の転換社債および転換社債型新株予約権付社債の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する当該転換社債および転換社債型新株予約権付社債の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額（信託財産に属するマザーファンドの時価総額にマザーファンドの信

託財産の純資産総額に占める当該転換社債および転換社債型新株予約権付社債の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。）との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。ここで「転換社債型新株予約権付社債」とは、新株予約権付社債のうち、会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの、または会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがあるものをいいます（以下同じ。）。

⑧ 先物取引等の運用指図・目的・範囲

A 委託会社は、信託財産が運用対象とする有価証券の価格変動リスクを回避するため、取引所金融商品市場における有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引および有価証券オプション取引ならびに外国金融商品市場におけるこれらの取引と類似の取引を次の範囲で行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めて取り扱うものとします（以下同じ。）。

- 1 先物取引の売建およびコール・オプションの売付けの指図は、建玉の合計額が、ヘッジの対象とする有価証券（以下「ヘッジ対象有価証券」といいます。）の時価総額の範囲内とします。
- 2 先物取引の買建およびプット・オプションの売付けの指図は、建玉の合計額が、ヘッジ対象有価証券の組入可能額（組入ヘッジ対象有価証券を差し引いた額）に信託財産が限月までに受け取る組入公社債および組入外国貸付債権信託受益証券ならびに組入貸付債権信託受益権の利払金および償還金を加えた額を限度とし、かつ信託財産が限月までに受け取る組入有価証券にかかる利払金および償還金等ならびに信託約款第16条第2項各号に掲げる投資対象で運用している額の範囲内とします。
- 3 コール・オプションおよびプット・オプションの買付けの指図は、⑧で規定する全オプション取引にかかる支払いプレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の5%を上回らない範囲内とします。

B 委託会社は、信託財産に属する資産の為替変動リスクを回避するため、取引所金融商品市場における通貨にかかる先物取引ならびに外国金融商品市場における通貨にかかる先物取引およびオプション取引を次の範囲で行うことの指図をすることができます。

- 1 先物取引の売建およびコール・オプションの売付けの指図は、建玉の合計額が、為替の売予約と合わせて、ヘッジ対象とする外貨建資産の時価総額とマザーファンドの信託財産に属するヘッジ対象とする外貨建資産のうち信託財産に属するとみなした額（信託財産に属するマザーファンドの時価総額にマザーファンドの純資産総額に占めるヘッジ対象とする外貨建資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。）の合計額の範囲内とします。
- 2 先物取引の買建およびプット・オプションの売付けの指図は、建玉の合計額が、為替の買予約と合わせて、外貨建有価証券の買付代金等実需の範囲内とします。
- 3 コール・オプションおよびプット・オプションの買付けの指図は、支払いプレミアム額の合計額が取引時点の保有外貨建資産の時価総額の5%を上回らない範囲内とし、かつ⑧で規定する全オプション取引にかかる支払いプレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の5%を上回らない範囲内とします。

C 委託会社は、信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避するため、取引所金融商品市場における金利にかかる先物取引およびオプション取引ならびに外国金融商品市場におけるこれらの取引と類似の取引を次の範囲で行うことの指図をすることができます。

- 1 先物取引の売建およびコール・オプションの売付けの指図は、建玉の合計額が、ヘッジ対象とする金利商品（信託財産が1年以内に受け取る組入有価証券の利払金および償還金等ならびに信託約款第16条第2項各号に掲げる投資対象で運用されているものをいい、以下「ヘッジ対象金利商品」といいます。）の時価総額の範囲内とします。
- 2 先物取引の買建およびプット・オプションの売付けの指図は、建玉の合計額が、信託財産が限月までに受け取る組入有価証券にかかる利払金および償還金等ならびに信託約款第16条第2項各号に掲げる投資対象で運用している額（以下2において「余資投資対象運用額等」といいます。）の範囲内とします。ただし、ヘッジ対象金利商品が外貨建で、信託財産の実質外貨建資産組入可能額（信託約款上の組入可能額から保有外貨建資産の時価総額を差し引いた額、以下同じ。）に信託財産が

限月までに受け取る組入外貨建公社債および組入外国貸付債権信託受益証券ならびに組入外貨建貸付債権信託受益権の利払金および償還金を加えた額が当該余資投資対象運用額等の額より少ない場合には実質外貨建資産組入可能額に信託財産が限月までに受け取る組入外貨建有価証券にかかる利払金および償還金等を加えた額を限度とします。

- 3 コール・オプションおよびプット・オプションの買付けの指図は、支払いプレミアム額の合計額が取引時点のヘッジ対象金利商品の時価総額の5%を上回らない範囲内とし、かつ⑧で規定する全オプション取引にかかる支払いプレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の5%を上回らない範囲内とします。

⑨ スワップ取引の運用指図・目的・範囲

- A 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、スワップ取引を行うことの指図をすることができます。
- B スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として信託約款第4条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- C スワップ取引の指図にあたっては、当該信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額とマザーファンドの信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額の合計額（以下「スワップ取引の想定元本の合計額」といいます。）が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、上記純資産総額が減少して、スワップ取引の想定元本の合計額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に該当するスワップ取引の一部の解約を指図するものとします。
- D 前記Cにおいてマザーファンドの信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額とは、マザーファンドの信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。
- E スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。
- F 委託会社は、スワップ取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

⑩ 有価証券の貸付の指図および範囲

- A 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債を次の1および2の範囲内で貸付けの指図をすることができます。
- 1 株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額を超えないものとします。
- 2 公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額を超えないものとします。
- B 前記A 1および2に定める限度額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。
- C 委託会社は、有価証券の貸付にあたって必要と認めたときは、担保の受入れの指図を行うものとします。

⑪ 特別の場合の外貨建有価証券への投資

外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

⑫ 外国為替予約の指図

委託会社は、信託財産に属する外貨建資産とマザーファンドの信託財産に属する外貨建資産のうち信託財産に属するとみなした額（信託財産に属するマザーファンドの時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める外貨建資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。）との合計額について、当該外貨建資産のヘッジのため、外国為替の売買の予約を指図することができます。

⑬ 一部解約の請求および有価証券有価証券の売却等の指図

委託会社は、信託財産に属するマザーファンドの受益証券にかかる信託契約の一部解約の請求ならびに有価証券の売却等に関して一切の指図ができます。

⑭ 再投資の指図

委託会社は、⑬の規定による一部解約金ならびに売却の代金、有価証券にかかる償還金等、株式の清算分配金、有価証券等の利子等、株式の配当金およびその他の収入金を再投資することの指図ができます。

⑮ 資金の借入れ

A 委託会社は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性に資するため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。

B 一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する信託約款第16条第2項各号に規定する投資対象の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券の売却代金、当該投資対象の解約代金および有価証券等の償還金の合計額を限度とします。ただし、資金借入額は借入れ指図を行う日における信託財産の純資産総額の10%以内とします。

C 収益分配金の再投資にかかる借入期間は信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。

D 借入金の利息は信託財産中より支弁します。

⑯ 受託会社による資金の立替え

A 信託財産に属する有価証券について、借替、転換、新株発行または株式割当がある場合で、委託会社の申出があるときは、受託会社は資金の立替えをすることができます。

B 信託財産に属する有価証券にかかる償還金等、株式の清算分配金、有価証券等にかかる利子、株式配当金およびその他の未収入金で信託終了日までにその金額を見積もりうるものがあるときは、受託会社がこれを立て替えて信託財産に繰り入れることができます。

C 前記AおよびBの立替金の決済および利息については、受託会社と委託会社との協議によりそのつど別にこれを定めます。

（参考）マザーファンドの投資制限

マザーファンド信託約款は、委託会社（委託会社から運用の指図に関する権限の委託を受けた者を含みます。）によるマザーファンドの運用に関して以下のような一定の制限および限度を定めています。

① 株式への投資制限

株式への投資には、制限を設けません。

② 外貨建資産への投資制限

外貨建資産への投資には、制限を設けません。

③ 投資する株式等の範囲

A 委託会社が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、取引所金融商品市場または外国金融商品市場に上場（上場予定を含みます。）されている株式の発行会社の発行するもの、および取引所金融商品市場または外国金融商品市場に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとし、ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券については、この限りではありません。

B 前記Aの規定にかかわらず、上場予定または登録予定の株式および新株引受権証券で目論見書等において上場または登録されることが確認できるものについては委託会社が投資することを指図することができるものとします。

④ 同一銘柄の株式への投資制限

A 委託会社は、取得時において信託財産に属する同一銘柄の株式の時価総額が、信託財産の純資産総額

の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。

B 委託会社は、信託財産に属する同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額が、信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。

⑤ 新株引受権証券等への投資制限

委託会社は、取得時において信託財産に属する新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額が、信託財産の純資産総額の100分の20を超えることとなる投資の指図はしません。

⑥ 投資信託証券への投資制限

委託会社は、信託財産に属する投資信託証券の時価総額が、信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。

⑦ 同一銘柄の転換社債等への投資制限

委託会社は、信託財産に属する同一銘柄の転換社債および転換社債型新株予約権付社債の時価総額が、信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。

⑧ 先物取引等の運用指図・目的・範囲

A 委託会社は、信託財産が運用対象とする有価証券の価格変動リスクを回避するため、取引所金融商品市場における有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引および有価証券オプション取引ならびに外国金融商品市場におけるこれらの取引と類似の取引を次の範囲で行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めて取り扱うものとします（以下同じ。）。

1 先物取引の売建およびコール・オプションの売付けの指図は、建玉の合計額が、ヘッジ対象有価証券の時価総額の範囲内とします。

2 先物取引の買建およびプット・オプションの売付けの指図は、建玉の合計額が、ヘッジ対象有価証券の組入可能額（組入ヘッジ対象有価証券を差し引いた額）に信託財産が限月までに受け取る組入公社債および組入外国貸付債権信託受益証券ならびに組入貸付債権信託受益権の利払金および償還金を加えた額を限度とし、かつ信託財産が限月までに受け取る組入有価証券にかかる利払金および償還金等ならびにマザーファンド信託約款第17条第2項各号に掲げる投資対象で運用している額の範囲内とします。

3 コール・オプションおよびプット・オプションの買付けの指図は、⑧で規定する全オプション取引にかかる支払いプレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の5%を上回らない範囲内とします。

B 委託会社は、信託財産に属する資産の為替変動リスクを回避するため、取引所金融商品市場における通貨にかかる先物取引ならびに外国金融商品市場における通貨にかかる先物取引およびオプション取引を次の範囲で行うことの指図をすることができます。

1 先物取引の売建およびコール・オプションの売付けの指図は、建玉の合計額が、為替の売予約と合わせて、ヘッジ対象とする外貨建資産の時価総額の範囲内とします。

2 先物取引の買建およびプット・オプションの売付けの指図は、建玉の合計額が、為替の買予約と合わせて、外貨建有価証券の買付代金等実需の範囲内とします。

3 コール・オプションおよびプット・オプションの買付けの指図は、支払いプレミアム額の合計額が取引時点の保有外貨建資産の時価総額の5%を上回らない範囲内とし、かつ⑧で規定する全オプション取引にかかる支払いプレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の5%を上回らない範囲内とします。

C 委託会社は、信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避するため、取引所金融商品市場における金利にかかる先物取引およびオプション取引ならびに外国金融商品市場におけるこれらの取引と類似の取引を次の範囲で行うことの指図をすることができます。

1 先物取引の売建およびコール・オプションの売付けの指図は、建玉の合計額が、ヘッジ対象とする金利商品（信託財産が1年以内に受け取る組入有価証券の利払金および償還金等ならびにマザーファンド信託約款第17条第2項各号に掲げる投資対象で運用されているものをいい、以下「ヘッジ対象金利商品」といいます。）の時価総額の範囲内とします。

2 先物取引の買建およびプット・オプションの売付けの指図は、建玉の合計額が、信託財産が限月までに受け取る組入有価証券にかかる利払金および償還金等ならびにマザーファンド信託約款第17

条第2項各号に掲げる投資対象で運用している額（2において「余資投資対象運用額等」といいます。）の範囲内とします。ただし、ヘッジ対象金利商品が外貨建て、信託財産の外貨建資産組入可能額（約款上の組入可能額から保有外貨建資産の時価総額を差し引いた額。以下同じ。）に信託財産が限月までに受け取る組入外貨建公社債および組入外国貸付債権信託受益証券ならびに組入外貨建貸付債権信託受益権の利払金および償還金を加えた額が当該余資投資対象運用額等の額より少ない場合には外貨建資産組入可能額に信託財産が限月までに受け取る組入外貨建有価証券にかかる利払金および償還金等を加えた額を限度とします。

- 3 コール・オプションおよびプット・オプションの買付けの指図は、支払いプレミアム額の合計額が取引時点のヘッジ対象金利商品の時価総額の5%を上回らない範囲内とし、かつ⑧で規定する全オプション取引にかかる支払いプレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の5%を上回らない範囲内とします。

⑨ スワップ取引の運用指図・目的・範囲

- A 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、スワップ取引を行うことの指図をすることができます。
- B スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則としてマザーファンド信託約款第4条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- C スワップ取引の指図にあたっては、当該信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の合計額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、上記純資産総額が減少して、スワップ取引の想定元本の合計額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に該当するスワップ取引の一部の解約を指図するものとします。
- D スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。
- E 委託会社は、スワップ取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

⑩ 有価証券の貸付の指図および範囲

- A 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債を次の1および2の範囲内で貸付けの指図をすることができます。
- 1 株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額を超えないものとします。
- 2 公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額を超えないものとします。
- B 前記A 1および2に定める限度額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。
- C 委託会社は、有価証券の貸付にあたって必要と認めたときは、担保の受入れの指図を行うものとします。

⑪ 特別の場合の外貨建有価証券への投資

外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

⑫ 外国為替予約の指図

委託会社は、信託財産に属する外貨建資産について、当該外貨建資産のヘッジのため、外国為替の売買の予約を指図することができます。

⑬ 有価証券の売却等の指図

委託会社は、信託財産に属する有価証券の売却等に関して一切の指図ができます。

⑭ 再投資の指図

委託会社は、⑬の規定による売却の代金、有価証券にかかる償還金等、株式の清算分配金、有価証券等の利子等、株式の配当金およびその他の収入金を再投資することの指図ができます。

⑮ 受託会社による資金の立替え

- A 信託財産に属する有価証券について、借替、転換、新株発行または株式割当がある場合で、委託会社の申出があるときは、受託会社は資金の立替えをすることができます。
- B 信託財産に属する有価証券にかかる償還金等、株式の清算分配金、有価証券等にかかる利子、株式配当金およびその他の未収入金で信託終了日までにその金額を見積もり得るものがあるときは、受託会社がこれを立て替えて信託財産に繰り入れることができます。
- C 前記AおよびBの立替金の決済および利息については、受託会社と委託会社との協議によりそのつど別にこれを定めます。

(ロ) 投資信託及び投資法人に関する法律および金融商品取引業等に関する内閣府令には以下のような投資制限があります。（マザーファンドにも同様の投資制限があります。）

- ① 委託会社は、同一の法人の発行する株式について、委託会社が運用の指図を行う全ての委託者指図型投資信託につき投資信託財産として有する当該株式に係る議決権の総数が、当該株式に係る議決権の総数に100分の50を乗じて得た数を超えることとなる場合においては、当該株式を当ファンドの信託財産をもって取得することを受託会社に指図してはなりません。
- ② 委託会社は当ファンドの信託財産に関し、金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標にかかる変動その他の理由により発生し得る危険に対応する額としてあらかじめ委託会社が定めた合理的方法により算出した額が当該信託財産の純資産額を超えることとなる場合において、デリバティブ取引（新株予約権証券またはオプションを表示する証券もしくは証書にかかる取引および選択権付債券売買を含む。）を行い、または継続することを受託会社に指図してはなりません。

3【投資リスク】

（イ）リスク要因

当ファンドは、実質的に同一の運用の基本方針を有するマザーファンドの受益証券を主要投資対象として運用を行うため、以下に説明するような、マザーファンドのリスクと同等のものを伴います。以下のリスクおよび留意点に関する説明は特に記載のない限り、マザーファンドについてのものですが、当該リスクおよび留意点は結果的に当ファンドに影響を及ぼすものです。なお、以下の説明は、全てのリスクについて記載したのではなく、それ以外のリスクも存在することがあります。

マザーファンドは、主に外国株式を投資対象としますので、組入株式の価格の下落や、組入株式の発行会社の倒産や財務状況の悪化等の影響により、信託財産の価値が下落し、その結果当ファンドが損失を被ることがあります。また、為替の変動により損失を被ることがあります。したがって、当ファンドは元金が保証されているものではありません。当ファンドに生じた利益および損失は、全て受益者に帰属します。

① 株価変動リスク

株式の価格は、国内外の政治・経済情勢や、発行会社の業績・財務状況の変化による影響を受けます。（発行会社の財務状況の悪化、倒産等により価格がゼロになることもあります。）また株式の価格は、株式市場における需給や流動性の影響を受けます。マザーファンドは、株価の上昇を捉えることを目標とした、積極的な運用を行うため、株式（株価指数先物取引を含みます。）の組入比率は高位に保ちます。そのため、マザーファンドの信託財産の価値は、株式の価格変動の結果、大幅に変動または下落する可能性があります。

② 銘柄選定方法に関するリスク

銘柄の選定はボトムアップ・アプローチにより行いますので、ポートフォリオ構成銘柄や業種配分は、ベンチマークとは異なるものになります。そのため、マザーファンドの信託財産の価値の変動が投資対象国の株式市場全体の動きやベンチマークの動きと異なり、大きく上下する可能性があります。それにより、投資元本を割り込むことも考えられます。

③ アジア株のリスク

アジア各国を取巻く社会的・経済的環境は、不透明な場合が多く、それらの国の政府は自国経済を規制または監督する上で大きな影響力を行使することがあります。アジア市場における有価証券が取引される市場、会計基準、財務報告の要件、および法制度は、先進国市場と異なることがあり、このことがより大きなリスク要因となります。特に、証券決済の仕組みがDVP取引（証券売買において売買代金と証券を同時に引換えて決済する取引）ではない場合があり、その場合には、証券または売買代金をブローカーに取引約定前に引渡さなければならないこともあります。その結果、当該ブローカーに対する信用リスクが発生し、当該ブローカーが証券決済の完了前に倒産等の状況に陥った場合は、先に引渡した証券または売買代金の全額を失う可能性があります。政治・経済の急変に際しては、流動性は、より低くなる可能性があります。したがって、マザーファンドの信託財産の価値は先進国市場の投資に比べ、より大幅に変動することが考えられます。

また、マザーファンドの投資対象株式が上場または取引されている諸国の税制は先進国と異なる面がある場合があります。また、それらの諸国における税制が一方的に変更されたり、新たな税制が適用されたりすることもあります。以上のような要因は、マザーファンドの信託財産の価値に影響を与える可能性があります。

④ カバード・ワラント、株価連動社債のリスク

マザーファンドがカバード・ワラントや株価連動社債に投資する場合、当該有価証券の原資産（連動対象となる株式または株価指数）にかかる株価変動リスク、為替変動リスク等に加え、当該有価証券の発行体自体の信用リスクも生じます。なお、一般に信用リスクとは、債務者の倒産や財務状況の悪化、あるいは債務者の所在する国家の政情不安などにより、債務者が債権者に対して元金、償還金や利息をあらかじめ決められた条件で支払うことができなくなるリスクをいいます。一般に、債務者にそのような状況が生じた場合またはそれが予想される場合には、当該債務者が発行する債券やカバード・ワラント等の価格は下落（価格がゼロになることもあります。）しやすくなります。そのため、マザーファンドの信託財産の価値が下がる要因となります。

⑤ 為替変動リスク

マザーファンドは外貨建資産を保有するため、当該通貨と円との為替変動の影響を受け損失を生じることがあります。

当ファンドは為替ヘッジを弾力的に行いますが、投資対象有価証券にかかる全ての為替変動を完全にヘッジすることはできません。また、間接ヘッジを行った場合、当該通貨の値動きと、間接ヘッジに用いる主要国の通貨の値動きが異なる場合が想定され、これによる為替変動の影響により損失を生じることがあります。

⑥ 投資銘柄集中リスク

マザーファンドは少数の銘柄に集中して投資する場合があります。このため、株式市場全体の動きやベンチマークの動きと異なり、信託財産の価値が大きく上下することがあります。それにより、投資元本を割り込むこともあります。

⑦ デリバティブ商品のリスク

マザーファンドは、先物、オプション、スワップ取引等のデリバティブ商品を用いる場合があります。デリバティブ商品は、その他の投資手段と比較して、金利等の市場環境の変動に対してより大きく価格が変動するため、マザーファンドの信託財産の価値はデリバティブ商品を用いない場合と比べてより大きく変動する場合があります。マザーファンドにおいては、ヘッジ目的のみでデリバティブ商品を利用しますが、意図した効果をもたらさず損失または収益機会の逸失の原因となる場合があります。デリバティブ商品の取引契約の相手に債務不履行が生じた場合は損失を生じる可能性があります。デリバティブ商品の種類によってはコストが発生しマザーファンドの収益をその分減少させることがあります。

デリバティブ商品を利用する際には、ブローカーに取引にかかる証拠金（現金または有価証券）を差し入れなければならないことがあります。そのような証拠金の保全にかかる制度は、ブローカーの所在国やデリバティブ商品の取引市場によって異なり、また個々のブローカーとの取引条件によって異なることもあります。その結果、証拠金を差し入れたブローカーに対する信用リスクが発生することがあり、当該ブローカーが倒産等の破綻状況に陥った場合は、証拠金の全額を失う可能性があります。

⑧ 投資方針の変更について

経済情勢や投資環境等の変化、および投資効率等の観点などから、投資対象および投資手法の変更を行う場合があります。（ベンチマークを変更することもあります。）また、マザーファンドの運用の指図に関する権限の委託先を変更する場合があります。

⑨ 受益者（投資家）の解約・追加による資金流出入に伴うリスクおよび留意点

一度に大量の解約があった場合に、解約資金の手当てをするため保有証券を大量に売却することがあります。その際にマザーファンドの信託財産の価値が大きく変動する可能性があります。また、大量の資金の追加があった場合には、原則として、迅速に株式の組入れを行います。買付け予定銘柄によっては流動性などの観点から買付け終了までに時間がかかることもあります。さらに、マザーファンドを投資対象とする他のファンドの解約・追加により同様の資金流出入に伴うリスクがあります。

⑩ 繰上げ償還等について

当ファンドは、一部解約により受益権の総口数が10億口を下回ることとなった場合、委託会社が受益者のため有利であると認める場合、またはやむを得ない事情が発生した場合には、信託期間の途中でであっても繰上げ償還することがあります。また、投資環境の変化等により、委託会社が当ファンドの申込期間を更新しないことや申込みの受付を停止することがあります。この場合は新たに当ファンドを購入することはできなくなります。

⑪ 流動性のリスク

急激かつ大量の売買により市場が大きな影響を受けた場合、または市場を取り巻く外部環境に急激な変化があり、市場規模の縮小や市場の混乱が生じた場合等には、機動的に有価証券等を売買できないことがあります。このような場合には、当該有価証券等の価格の下落により、マザーファンドの信託財産の価値が影響を受け損失を被ることがあります。

⑫ その他のリスクおよび留意点

その他予測不可能な事態（天変地異、クーデター等）が起きたときなど、市場が混乱することが考えられます。このような場合に、有価証券が取引される市場の取引停止等やむを得ない事情があるときは、一時的に当ファンドの受益権およびマザーファンドの受益証券が換金できないこともあります。また、こ

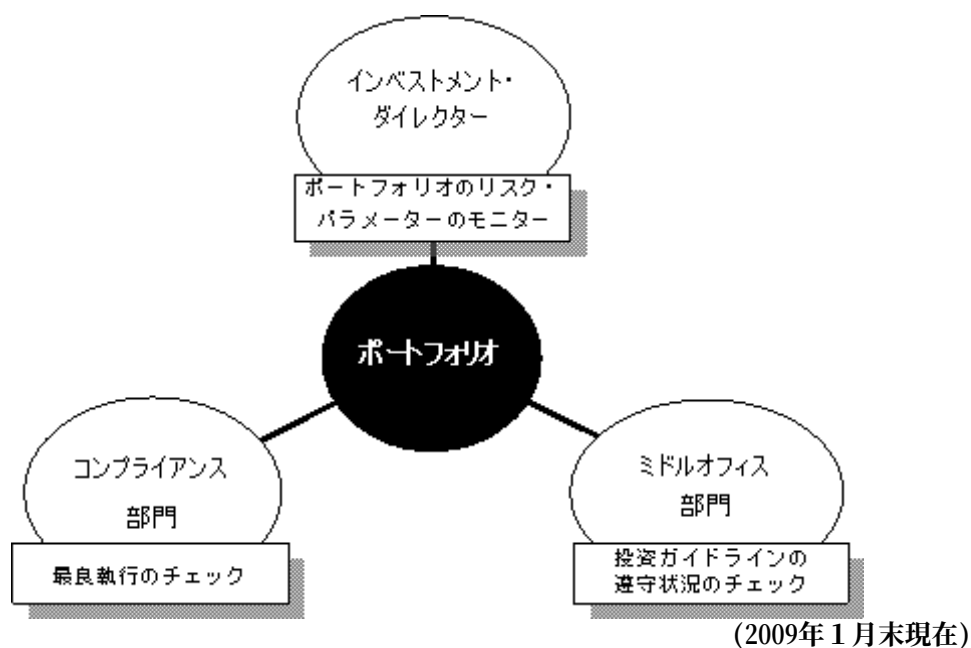
これらの事情や有価証券の売買にかかる代金の受渡しに関する障害が起きた場合などには、当ファンドの受益権の換金代金の支払いが遅延することや、一時的に当ファンドおよびマザーファンドの運用方針に基づいた運用ができなくなるリスクがあります。

さらに、当ファンドおよびマザーファンドは、短期間に大量の解約があった場合等に、信託財産が十分な資産規模にならないことがあります。その場合、本書で説明する運用方針および投資態度に完全に合致した運用ができないおそれがあり、その結果当ファンドおよびマザーファンドの信託財産の価値が大きく変動したり、適切な資産規模の場合と比較して収益性が劣ることとなる可能性があります。

（ロ）リスク管理体制

① 運用のリスク管理体制

以下は、マザーファンドの運用の指図に関する権限の委託を受けた、J F アセット・マネジメント・リミテッドにおけるものです。



- ・独立した部署であるポートフォリオ・アナリシス・グループが毎月、運用成果の要因分析レポートを作成し、ポートフォリオ・マネジャーが国別投資比率、為替リスク、銘柄選択等の異なる要因のファンドに対する影響を検証しています。四半期毎のインベストメント・ダイレクターとポートフォリオ・マネジャーの間のレビュー・ミーティングでは対ベンチマークでのオーバーウェイトおよびアンダーウェイト*が説明され、議論されます。

* オーバーウェイト：資産配分を決定する際に、ある投資対象への配分比率を、基準となる資産の配分比率より多くすること。

アンダーウェイト：資産配分を決定する際に、ある投資対象への配分比率を、基準となる資産の配分比率より少なくすること。

- ・コンプライアンス部門はサンプルベースで約定価格を売買高加重平均価格と比較し、大きな差があった場合はセントラルディーラーに確認します。その結果は半年ごとのコンプライアンスレポートに報告されます。
- ・投資ガイドライン*違反を未然防止するためのモニター・システム（“トリップワイヤー”システム）をポートフォリオ・マネジャーは活用しています。このシステムは潜在的投資ガイドライン違反を発見した場合は、ポートフォリオ・マネジャーに対し警告を発します。ポートフォリオ・マネジャーは警告を無効とするためには、警告がなぜ無効となるのか理由を入力しなければなりません。この入力された理由はレポートにまとめられ、リスク管理部門およびミドルオフィス部門によりモニターされ、無効の理由が妥当なものであるかどうかを検証されます。

* マザーファンドの投資方針や投資範囲・制限等の詳細を定めた、社内のガイドラインです。

② 為替ヘッジについてのリスク管理体制

当ファンドにおいて為替ヘッジを行う場合、委託会社のリスク管理部門が日々為替に対するヘッジ状況をモニターします。

為替ヘッジに関しては、J Fアセット・マネジメント・リミテッドの助言に基づき委託会社が判断し、執行します。

なお、当ファンドに対する為替ヘッジは、市況環境や当ファンドの資金動向に応じて弾力的に対応します。（為替ヘッジは当ファンドで行い、原則としてマザーファンドでは為替ヘッジは行いません。）

4【手数料等及び税金】

（１）【申込手数料】

- ① 申込手数料は発行価格に販売会社が定める手数料率を乗じて得た額とします。ただし、有価証券届出書提出日現在、販売会社における手数料率は、2.1%（税抜2.0%）が上限となっています。（当該手数料率（税込）は、この手数料率にかかる消費税および地方消費税相当額（以下「消費税等」または「税」といいます。）を含みます。）

手数料の詳細（具体的な手数料率、徴収時期、徴収方法）は、販売会社にお問い合わせください。

- ② 自動けいぞく投資契約にもとづいて収益分配金を再投資する場合は、無手数料とします。

販売会社：

申込および払込取扱場所	本店および本社所在地
野村證券株式会社	東京都中央区日本橋一丁目9番1号

* 国内の全ての本・支店等において申込みおよび払込みの取扱いを行います。

当ファンドによるマザーファンド受益証券の取得申込時に、申込手数料はかかりません。

（２）【換金（解約）手数料】

当ファンドの受益権の換金時に、換金手数料はかかりません。

マザーファンドの受益証券の換金時に、換金手数料はかかりません。

（３）【信託報酬等】**a. 基準報酬**

委託会社および受託会社の信託報酬の総額は、当ファンドの計算期間を通じて毎日、前営業日の信託財産の純資産総額に対し年0.8715%（税抜0.83%）の率を乗じて得た額とします。

委託会社は、収受した信託報酬から販売会社に対し、委託会社が販売会社に委託した業務に対する報酬を支払います。その結果、実質的な信託報酬の配分は、次のとおりとなります。

基準報酬の配分 (純資産総額に対し)	委託会社	販売会社	受託会社
	年率0.4515% (税抜0.43%)	年率0.315% (税抜0.30%)	年率0.105% (税抜0.10%)

委託会社の受ける報酬には、マザーファンドの運用委託に係る投資顧問会社への報酬（信託財産の純資産総額に対し年0.30%に実績報酬を加減した額）が含まれています。

b. 実績報酬

委託会社に関し、基準価額倍率の水準に応じて上記基準報酬の額に、次により計算して得た額を加減します。なお、基準価額倍率とは、日々の基準価額の前期末基準価額に対する割合をいいます。

実績報酬の内訳 (純資産総額に対し)	基準価額倍率が120%以上	年+0.0525% (税抜+0.05%)
	基準価額倍率が110%以上120%未満	年+0.0315% (税抜+0.03%)
	基準価額倍率が90%以上110%未満	ゼロ
	基準価額倍率が80%以上90%未満	年-0.0315% (税抜-0.03%)
	基準価額倍率が80%未満	年-0.0525% (税抜-0.05%)

信託報酬は、毎計算期間終了日および信託終了日の翌営業日に信託財産中から支弁されます。

マザーファンドにおいては、信託報酬はかかりません。

（４）【その他の手数料等】

その他、以下の費用を信託財産で負担します。

- ① 有価証券取引、先物取引およびオプション取引にかかる費用（売買委託手数料）が実費でかかります。
- ② 外貨建資産の保管費用が実費でかかります。
- ③ 信託財産に関する租税、信託事務の処理に関する諸費用、受託会社の立替えた立替金の利息および借入金の利息が実費でかかります。
- ④ カバード・ワラントまたは株価連動社債に投資する場合、その発行体が発行に関連する費用を発行価格に転嫁している場合があります。この場合、当ファンドは間接的に当該費用を負担することとなります。
- ⑤ 投資信託もしくは外国投資信託の受益証券、投資証券、または外国投資証券（以下総称して「投資信託証券」といいます。）に投資する場合には、当該投資信託証券にかかる投資信託、外国投資信託、投資法人または外国投資法人内において発生する、以下のような費用が間接的に当ファンドの負担となります。

（a）運用報酬

（b）運用に付随して発生する費用

（c）法人の運営のための各種の費用（投資法人および外国投資法人のみ）

また、投資信託証券の銘柄によっては上記以外の費用がかかる場合があります。上記の費用は、当ファンドにおいて投資する銘柄やその投資比率が固定されているものではなく、また、銘柄ごとに種類、金額および算出方法が異なり、費用の概要を適切に記載することが困難なことから、具体的な種類、金額および

計算方法を記載しておりません。

- ⑥ 当ファンドの監査費用は、実際に委託会社が支払う金額を支弁する方法に代えて、信託財産の純資産総額に年率0.021%（税抜0.02%）の率を乗じて得た額（ただし、年間315万円（税抜300万円）を上限とします。）を当該監査に要する諸費用とみなし、そのみなし額の支弁を、毎計算期終了日および信託終了のとき信託財産中から受けるものとします。委託会社が信託財産から支弁を受ける金額については、計算期間を通じて毎日費用計上するものとします。

マザーファンドにおいても、上記①から⑤までの費用を負担します。

上記①から⑥までの手数料等の合計額は、当ファンドおよびマザーファンドの運用状況により変動し、事前に確定しておらず、また受益者が当ファンドの受益権を保有する期間その他の要因により変動し、表示することができないことから、記載しておりません。当該手数料等は、当ファンドにおいて間接的にご負担いただきます。

（５）【課税上の取扱い】

日本の居住者（法人を含みます。）である受益者に対する課税については、以下のような取扱いとなります。

なお、税法が改正された場合には、以下の内容が変更になることがあります。以下の税制は平成21年1月1日現在のものです。

① 個別元本について

追加型の公募株式投資信託については、受益者毎の信託時の受益権の価額等（申込手数料および当該申込手数料にかかる消費税等は含まれません。）が当該受益者の元本（個別元本）にあたります。

受益者が同一ファンドの受益権を複数回取得した場合、個別元本は、当該受益者が追加信託を行う都度当該受益者の受益権口数で加重平均することにより算出されます。

ただし、同一販売会社であっても複数支店等で同一ファンドを取得する場合は当該支店等毎に個別元本の算出が行われる場合があります。

受益者が特別分配金を受け取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該特別分配金を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。（「特別分配金」については、下記の「③ 収益分配金の課税について」をご参照ください。）

② 一部解約時および償還時の課税について

個人の受益者の場合、上場株式等^{*1}の譲渡益が譲渡所得等^{*2}として課税対象となります。譲渡益は、解約価額または償還価額から取得費^{*3}を控除した額です。法人の受益者の場合は、一部解約時または償還時の個別元本超過額が課税対象となります。

*1 租税特別措置法第37条の11の3第2項に規定されるものをいいます。例えば、上場株式、上場特定株式投資信託（ETF）、上場特定不動産投資信託（REIT）および公募株式投資信託（当ファンドを含みます。）です。（以下同じ。）

*2 租税特別措置法第37条の10に規定されるものをいいます。（以下同じ。）

*3 個別元本に申込手数料および当該申込手数料にかかる消費税等を加算した額です。（以下同じ。）

③ 収益分配金の課税について

追加型株式投資信託の収益分配金には、課税扱いとなる「普通分配金」と、非課税扱いとなる「特別分配金」（受益者毎の元本の一部払戻しに相当する部分）の区分があります。

受益者が収益分配金を受け取る際、当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本と同額の場合または当該受益者の個別元本を上回っている場合には、当該収益分配金の全額が普通分配金となります。また、当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本を下回っている場合には、その下回る部分の額が特別分配金となり、当該収益分配金から当該特別分配金を控除した額が普通分配金となります。

なお、受益者が特別分配金を受け取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該特別分配金を控

除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。

④ 法人、個人別の課税の取扱について

(a) 個人の受益者に対する課税

(イ) 収益分配金

収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金については配当所得となり、税率は20%（所得税15%および地方税5%）となります。なお、収益分配金のうち所得税法上課税対象となるのは普通分配金のみであり、特別分配金は課税されません。

原則として、源泉徴収による申告不要制度が適用されます。また、確定申告を行い、申告分離課税もしくは総合課税のいずれかを選択することもできます。

上記において、平成21年1月1日から平成22年12月31日までの2年間（以下「経過期間」といいます。）について、特例措置が設けられています。詳細は下記A.およびB.をご参照ください。

A. 1年間に受ける上場株式等の配当等*（1年間の支払金額が1万円以下の銘柄にかかるものを除きます。）の合計額が100万円以下の受益者については、源泉徴収による申告不要制度が適用され、原則として確定申告は不要です。ただし、確定申告を行い、申告分離課税または総合課税のいずれかを選択することもできます。源泉徴収または申告分離課税の場合の税率は10%（所得税7%および地方税3%）となります。

B. 1年間に受ける上場株式等の配当等*（1年間の支払金額が1万円以下の銘柄にかかるものを除きます。）の合計額が100万円を超える受益者については、源泉徴収による申告不要制度が適用されませんので、申告分離課税または総合課税のいずれかを選択し、確定申告を行うことが必要となります。申告分離課税の場合、100万円を超える部分についての税率は20%（所得税15%および地方税5%）となります。

＊ 租税特別措置法第8条の4に規定されるものをいいます。例えば、上場株式、E T FおよびR E I Tの配当金、ならびに公募株式投資信託（当ファンドを含みます。）の普通分配金です。

（ロ）換金時

解約価額、買取価額および償還価額から取得費を控除した差益は譲渡所得等として、申告分離課税となり、確定申告を行うことが必要となります。税率は20%（所得税15%および地方税5%）となります。当該控除結果がマイナスの場合は「差損」となり、損益通算の対象となります。（損益通算については後記（ハ）損益通算についてをご参照ください。）

税率については経過期間における特例措置が設けられ、1年間に受ける上場株式等の譲渡所得等の合計額が500万円以下の部分については10%（所得税7%および地方税3%）の税率が適用されます。

上記にかかわらず、販売会社において源泉徴収選択口座（特定口座）をご利用の場合確定申告は不要となり、20%（所得税15%および地方税5%）の税率で源泉徴収されます。税率については経過期間における特例措置が設けられ、10%（所得税7%および地方税3%）の税率が適用されます。

ただし、経過期間においても、1年間に受ける上場株式等の譲渡所得等の合計額が500万円を超える部分についての税率は20%（所得税15%および地方税5%）となります。この場合、源泉徴収選択口座（特定口座）をご利用であっても、その超える年の上場株式等の譲渡所得等について、源泉徴収による申告不要制度は適用されませんので、申告分離課税による確定申告を行うことが必要となります。

（ハ）損益通算について

公募株式投資信託（当ファンドを含みます。以下同じ。）の一部解約時、償還時および買取請求時の差損、ならびにその他の上場株式等の譲渡損は、確定申告を行うことにより、公募株式投資信託の一部解約時、償還時および買取請求時の差益ならびに収益分配金、ならびにその他の上場株式等の譲渡益および配当金と損益通算が可能です。

また、ある年の確定申告における損益通算の結果譲渡益等から控除しきれない損失がある場合は、その翌年以降3年間当該損失を繰越して、同様の損益通算において控除の対象とすることができます。

ただし、損益通算の対象となる公募株式投資信託の収益分配金およびその他の上場株式等の配当金は、申告分離課税を選択したものに限りま。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

（b）法人の受益者に対する課税

法人の受益者が支払いを受ける収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに一部解約時および償還時の個別元本超過額については、平成21年3月31日までは7%（所得税7%）、平成21年4月1日以降は15%（所得税15%）の税率で源泉徴収され法人の受取額となります。なお、地方税の源泉徴収はありません。

収益分配金のうち所得税法上課税対象となるのは普通分配金のみであり、特別分配金は課税されません。なお、益金不算入制度は適用されません。

買取請求の詳細は、販売会社にお問い合わせください。

※課税上の取扱いの詳細につきましては、税務専門家（税務署等）に確認することをお勧めいたします。

5【運用状況】

(1)【投資状況】

(平成21年2月20日現在)

資産の種類	時価合計（円）	投資比率（%）
親投資信託受益証券	5,508,456,320	100.08
現金・預金・その他の資産（負債控除後）	△4,211,508	△0.08
合計（純資産総額）	5,504,244,812	100.00

(注) 投資比率とは、当ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

親投資信託は、全て「J F アジア・成長株・マザーファンド（適格機関投資家限定）」です（以下同じ）。

(参考) J F アジア・成長株・マザーファンド（適格機関投資家限定）

(平成21年2月20日現在)

資産の種類	国／地域	時価合計（円）	投資比率（%）
株式	香港	4,020,945,909	46.75
	シンガポール	973,726,100	11.32
	タイ	190,206,720	2.21
	インドネシア	458,200,000	5.33
	韓国	1,421,430,784	16.52
	台湾	1,099,027,668	12.78
	小計	8,163,537,181	94.91
現金・預金・その他の資産（負債控除後）		438,205,800	5.09
合計（純資産総額）		8,601,742,981	100.00

(注) 投資比率とは、マザーファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

(2)【投資資産】

①【投資有価証券の主要銘柄】

(平成21年2月20日現在)

順位	国／地域	種類	銘柄名	口数	帳簿価額 単価 (円)	帳簿価額 金額 (円)	評価額 単価 (円)	評価額 金額 (円)	投資 比率 (%)
1	日本	親投資信託 受益証券	J F アジア・成長株・マザーファン ド（適格機関投資家限定）	5,310,379,177	1.0298	5,468,628,477	1.0373	5,508,456,320	100.08

(参考) J F アジア・成長株・マザーファンド（適格機関投資家限定）

（平成21年2月20日現在）

順位	国／ 地域	投資 国	種 類	銘柄名	業種	株式数	帳簿価 額 単価 (円)	帳簿価額 金額 (円)	評価額 単価 (円)	評価額 金額 (円)	投資 比率 (%)
1	香港	中国	株式	CHINA MOBILE LTD	電気通信サービス	850,000	840.78	714,663,000	850.50	722,925,000	8.40
2	韓国	韓国	株式	SAMSUNG ELECTRONICS	半導体・半導体製造装置	14,471	29,687.69	429,610,706	30,415.64	440,144,871	5.12
3	香港	中国	株式	CHINA CONSTRUCTION BANK-H	銀行	8,401,000	47.50	399,102,106	46.89	393,998,499	4.58
4	香港	中国	株式	ANHUI CONCH CEMENT CO LTD-H	素材	600,000	426.46	255,879,000	461.70	277,020,000	3.22
5	香港	香港	株式	SWIRE PACIFIC LIMITED 'A'	不動産	450,000	589.27	265,173,750	583.20	262,440,000	3.05
6	香港	中国	株式	CHINA PETROLEUM & CHEMICAL -H	エネルギー	5,004,000	51.88	259,610,022	52.24	261,433,980	3.04
7	韓国	韓国	株式	LG ELECTRONICS INC	耐久消費財・アパレル	54,000	4,749.15	256,454,123	4,772.82	257,732,280	3.00
8	香港	香港	株式	CHEUNG KONG	不動産	293,000	854.14	250,264,485	788.53	231,040,755	2.69
9	シンガポール	シンガポール	株式	DBS GROUP HOLDINGS LTD	銀行	415,000	523.46	217,238,485	501.38	208,076,020	2.42
10	台湾	台湾	株式	HTC CORP	テクノロジー・ハードウェアおよび機器	200,000	856.36	171,272,000	1,037.93	207,586,000	2.41
11	香港	中国	株式	CHINA NATIONAL BUILDINGS MA-H	素材	1,640,000	98.83	162,091,337	113.48	186,108,840	2.16
12	香港	香港	株式	HUTCHISON WHAMPOA	資本財	350,000	461.70	161,595,000	506.65	177,329,250	2.06
13	台湾	台湾	株式	HON HAI PRECISION INDUSTRY	テクノロジー・ハードウェアおよび機器	980,076	168.56	165,203,570	178.31	174,765,192	2.03
14	台湾	台湾	株式	ASIA CEMENT CORP	素材	2,438,000	69.10	168,477,990	71.40	174,093,923	2.02
15	インドネシア	インドネシア	株式	PT UNITED TRACTORS TBK	資本財	4,000,000	37.13	148,520,000	43.05	172,220,000	2.00
16	台湾	台湾	株式	CHUNGHWA TELECOM CO LTD	電気通信サービス	1,210,000	138.75	167,889,920	140.37	169,857,380	1.97
17	シンガポール	シンガポール	株式	JARDINE MATHESON HLDGS LTD	資本財	100,000	1,798.83	179,883,800	1,648.15	164,815,000	1.92
18	香港	中国	株式	CNOOC LTD	エネルギー	1,900,000	80.67	153,284,400	84.32	160,209,900	1.86

19	シン ガ ポ ー ル	シン ガ ポ ー ル	株 式	CITY DEVELOPMENTS	不動産	500,000	354.22	177,110,739	318.05	159,029,200	1.85
20	香港	中国	株 式	CHINA LIFE INSURANCE CO-H	保険	550,000	269.73	148,351,500	275.19	151,358,625	1.76
21	香港	中国	株 式	CHINA MERCHANTS BANK - H	銀行	1,000,000	149.68	149,688,000	149.93	149,931,000	1.74
22	インド ネ シア	インド ネ シア	株 式	PT INDOFOOD SUKSES MAKMUR TBK	食品・飲料・タバ コ	20,000,000	8.37	167,480,000	7.34	146,940,000	1.71
23	香港	中国	株 式	CHINA SHENHUA ENERGY CO-H	エネルギー	700,000	187.35	131,147,100	205.09	143,564,400	1.67
24	インド ネ シア	インド ネ シア	株 式	BANK RAKYAT INDONESIA	銀行	4,000,000	36.53	146,150,000	34.76	139,040,000	1.62
25	韓国	韓国	株 式	HYUNDAI MOTOR CO LTD	自動車・自動車部 品	44,000	2,725.06	119,902,860	3,019.41	132,854,040	1.54
26	台湾	台湾	株 式	FORMOSA PLASTIC	素材	1,000,000	122.35	122,356,500	130.08	130,080,000	1.51
27	香港	香港	株 式	SUN HUNG KAI PROPERTIES	不動産	170,000	777.60	132,192,000	755.73	128,474,100	1.49
28	シン ガ ポ ー ル	シン ガ ポ ー ル	株 式	SEMBICORP INDUSTRIES LIMITED	資本財	1,000,000	135.34	135,344,000	127.34	127,346,400	1.48
29	香港	香港	株 式	ESPRIT HOLDINGS LIMITED	小売	230,000	496.93	114,295,050	541.89	124,634,700	1.45
30	台湾	台湾	株 式	TAIWAN SEMICONDUCTOR	半導体・半導体製 造装置	1,005,041	113.00	113,576,668	123.03	123,654,214	1.44

(注) 上記の「国/地域」は、マザーファンドが保有する有価証券の発行地または上場取引所の国/地域を表しております。なお、「投資国」には、本書の第一部 ファンド情報 第1 ファンドの状況 1 ファンドの性格 (1)ファンドの目的及び基本的性格 (2)ファンドの特色の記載に基づき、どこの国への投資であるかを委託会社が分類し、記載したものです。そのため、有価証券の発行地または上場取引所の所在地と実質的な事業活動が行われている地域が異なる場合等には、上記の「国/地域」と「投資国」における国/地域名が異なる場合があります。

種類別及び業種別投資比率

(平成21年2月20日現在)

種類	投資比率 (%)
親投資信託受益証券	100.08

(参考) J Fアジア・成長株・マザーファンド（適格機関投資家限定）

(平成21年2月20日現在)

種類	国内／外国	業種	投資比率 (%)
株式	外国	エネルギー	7.48
		素材	8.92
		資本財	11.26
		自動車・自動車部品	1.54
		耐久消費財・アパレル	4.82
		消費者サービス	0.79
		小売	4.12

種類	国内／外国	業種	投資比率（％）
		食品・飲料・タバコ	4.01
		銀行	13.78
		保険	1.76
		不動産	12.17
		テクノロジー・ハードウェアおよび機器	6.71
		電気通信サービス	10.38
		公益事業	0.62
		半導体・半導体製造装置	6.55
合計			94.91

②【投資不動産物件】

該当事項はありません。

③【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

(3) 【運用実績】

① 【純資産の推移】

平成21年2月20日および同日前1年以内における各月末ならびに下記計算期間末の純資産の推移は次の通りです。

期	年月日	純資産総額 (百万円) (分配落)	純資産総額 (百万円) (分配付)	1口当たり 純資産額 (円) (分配落)	1口当たり 純資産額 (円) (分配付)
14期	(平成11年7月19日)	25,948	26,137	0.6847	0.6897
15期	(平成12年1月18日)	27,467	27,636	0.8128	0.8178
16期	(平成12年7月18日)	24,352	24,504	0.8029	0.8079
17期	(平成13年1月18日)	18,531	18,670	0.6700	0.6750
18期	(平成13年7月18日)	15,002	15,129	0.5933	0.5983
19期	(平成14年1月18日)	15,786	15,896	0.7148	0.7197
20期	(平成14年7月18日)	13,457	13,557	0.6791	0.6841
21期	(平成15年1月20日)	11,259	11,356	0.5782	0.5832
22期	(平成15年7月18日)	12,246	12,338	0.6660	0.6710
23期	(平成16年1月19日)	12,919	13,004	0.7573	0.7623
24期	(平成16年7月20日)	10,958	11,035	0.7121	0.7171
25期	(平成17年1月18日)	11,534	11,606	0.8030	0.8080
26期	(平成17年7月19日)	11,615	11,679	0.9145	0.9195
27期	(平成18年1月18日)	12,948	13,045	1.0673	1.0753
28期	(平成18年7月18日)	11,267	11,323	1.0064	1.0114
29期	(平成19年1月18日)	13,920	14,020	1.3910	1.4010
30期	(平成19年7月18日)	18,231	18,331	1.8261	1.8361
31期	(平成20年1月18日)	14,104	14,149	1.5859	1.5909
32期	(平成20年7月18日)	10,799	10,840	1.3309	1.3359
33期	(平成21年1月19日)	5,423	5,462	0.6961	0.7011
	平成20年2月末日	13,875	—	1.5959	—
	平成20年3月末日	11,840	—	1.3831	—
	平成20年4月末日	13,032	—	1.5481	—
	平成20年5月末日	12,840	—	1.5368	—
	平成20年6月末日	11,463	—	1.3889	—
	平成20年7月末日	11,186	—	1.3795	—
	平成20年8月末日	10,178	—	1.2849	—
	平成20年9月末日	7,928	—	1.0140	—
	平成20年10月末日	5,751	—	0.7418	—
	平成20年11月末日	5,284	—	0.6791	—
	平成20年12月末日	5,688	—	0.7305	—
	平成21年1月末日	5,354	—	0.6828	—
	平成21年2月20日	5,504	—	0.7000	—

②【分配の推移】

期	1口当たり分配金（円）
14期	0.0050
15期	0.0050
16期	0.0050
17期	0.0050
18期	0.0050
19期	0.0050
20期	0.0050
21期	0.0050
22期	0.0050
23期	0.0050
24期	0.0050
25期	0.0050
26期	0.0050
27期	0.0080
28期	0.0050
29期	0.0100
30期	0.0100
31期	0.0050
32期	0.0050
33期	0.0050

③【収益率の推移】

期	収益率（％）
14期	43.0
15期	19.4
16期	△0.6
17期	△15.9
18期	△10.7
19期	21.3
20期	△4.3
21期	△14.1
22期	16.0
23期	14.5
24期	△5.3
25期	13.5
26期	14.5
27期	17.6
28期	△5.2
29期	39.2
30期	32.0
31期	△12.9
32期	△15.8
33期	△47.3

（注）収益率とは計算期間末の基準価額（分配付）から当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額（分配落）（以下「前期末基準価額」といいます。）を控除した額を前期末基準価額で除したものです。

第二部【ファンドの詳細情報】

第1【ファンドの沿革】

平成3年7月19日 信託契約締結、当ファンドの設定・運用開始

平成5年11月8日 決算日の変更（年1回から年2回へ）

平成14年5月17日 マザーファンド設定・ファミリーファンド方式の運用開始

第2【手続等】

1【申込（販売）手続等】

① 申込方法

申込期間中の毎営業日に販売会社において、販売会社所定の方法で当ファンドの受益権の取得申込みの受付が行われます。

委託会社が投資対象市場の規模、投資環境や運用状況等の観点から信託財産の効率的な運用に資するため必要があると判断した場合、申込期間中であっても一時的に当ファンドの申込みの受付に制限を設ける場合があります。

② 申込価格

取得申込日の翌営業日の基準価額とします。

取得申込みには手数料を要します。

「基準価額」とは、純資産総額をその時の受益権総口数で除した1口当たりの価額をいいます。なお、便宜上1万口当たりに換算した価額で表示することがあります。

基準価額（1万口当たり）は、販売会社に問い合わせることにより知ることができます。また、基準価額（1万口当たり）は、原則として計算日の翌日付の日本経済新聞朝刊に掲載されます。

③ 申込単位

10万円以上1円単位とします。

自動けいぞく投資契約に基づいて収益分配金を再投資する場合には、1口単位で取得できます。

自動けいぞく投資契約に加えて、別途、販売会社との間で「定時定額購入サービス」等に関する契約を交わした場合、当該契約で規定する取得申込みの単位によるものとします。

④ 受渡方法

(a) 取得申込代金の支払いについて

投資家は、取得申込日から起算して4営業日目までに取得申込代金を申込の販売会社に支払うものとします。なお、販売会社が別に定める所定の方法により、上記の期日以前に取得申込代金をお支払いいただく場合があります。

(b) 受益権の引渡しについて

当ファンドの受益権は振替受益権のため、申込みの販売会社が、取得申込代金の支払いと引き換えに振替機関等の口座に投資家に係る受益権口数の増加を記載または記録することにより、受益権の引渡しが行われます。当該口座は、当該投資家が販売会社に取得申込と同時にまたはあらかじめ申し出た口座とします。なお、委託会社は、追加信託により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行うものとします。振替機関等は、委託会社から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。受託会社は、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権に係る信託を設定した旨の通知を行います。

⑤ 受付時間

取得申込みの受付は、午後3時（東京証券取引所が半休日の場合の受付は午前11時）までに、取得申込みが行われかつ当該取得申込みの受付にかかる販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の取得申込みとして取り扱います。

⑥ 緊急事態発生時における受付の中止

委託会社は、天災や、電気・通信情報設備の機能停止等の不測の事態が生じ、有価証券が取引される市場における取引の停止や異常な混乱等の緊急事態が発生した場合、当ファンドへの追加信託を行うことが当ファンドの適正な運営を害すると判断したときは、やむを得ず取得申込みの受付を中止することがあります。

⑦ 申込取扱場所

販売会社	本店および本社所在地
野村證券株式会社	東京都中央区日本橋一丁目9番1号

（注）販売会社の国内における全ての本・支店等で取扱います。

2【換金（解約）手続等】

① 換金方法

原則として毎営業日に販売会社にて受付けます。

換金の方法は、解約請求と買取請求による方法があります。

以下②から⑥までの記載は、解約請求の場合のものです。買取請求については、販売会社にお問い合わせください。

② 換金価格

換金申込日の翌営業日の基準価額とします。

＜換金にかかる課税については、交付目論見書「ファンドの費用・税金について」をご参照ください。＞

換金時に手数料はかかりません。

換金価格は、毎営業日に計算され、販売会社に問い合わせることにより知ることができます。

販売会社に関しては、前記「1 申込（販売）手続等 ⑦ 申込取扱場所」をご参照ください。

③ 換金単位

1口単位とします。

④ 受渡方法

(a) 換金代金の支払いについて

原則として換金申込日から起算して4営業日目から、販売会社の本・支店等においてお支払いいたします。

(b) 受益権の引渡しについて

当ファンドの受益権は振替受益権のため、換金申込みを行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の申込みに係る当ファンドの一部解約の通知を委託会社が行うのと引き換えに、販売会社を通じて当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少を記載または記録することにより、受益権の引渡しが行われます。なお、換金申込みは振替受益権をもって行うものとします。

⑤ 受付時間

換金申込みの受付は、午後3時（東京証券取引所が半休日の場合の受付は午前11時）までに、換金申込みが行われかつ当該換金申込みの受付にかかる販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の換金申込みとして取り扱います。

⑥ その他注意点

有価証券が取引される市場における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情があるときは、換金申込みの受付が中止される場合があります。その場合には、受益者は当該受付中止以前に行った当日の換金申込みを撤回できます。ただし、受益者がその換金申込みを撤回しない場合には、その換金申込みの価額は当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に換金申込みを受付けたものとして取扱うこととします。

信託財産の資金管理を円滑に行うため、1顧客1日当たり10億円を超える一部解約はできません。また、別途、1顧客1日当たり10億円以下の金額であっても、ファンドの残高減少、市場の流動性の状況等によっては、委託会社の判断により、一定の金額を超える解約請求の金額に制限を設ける場合や一定の金額を超える解約請求の受付時間に制限を設ける場合があります。

第3【管理及び運営】

1【資産管理等の概要】

(1)【資産の評価】

受益権1口当たりの純資産価額（基準価額）は、原則として各営業日に委託会社が計算します。受益権1口当たりの純資産価額は、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券を除きます。）を法令および社団法人投資信託協会規則に従って時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。なお、便宜上1万口当たりに換算した価額で表示することがあります。

信託財産に属する外貨建資産の円換算は、原則として、わが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算し、外国為替予約の評価は、原則として、わが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によって計算します。

受益権1万口当たりの基準価額は、販売会社に問い合わせることにより知ることができます。また、受益権1万口当たりの基準価額は、原則として計算日の翌日付の日本経済新聞朝刊に掲載されます。

販売会社	本店および本社所在地
野村證券株式会社	東京都中央区日本橋一丁目9番1号

（注）国内の全ての本・支店等において申込みおよび払込みの取扱いを行います。

(2)【保管】

該当事項はありません。

(3)【信託期間】

平成3年7月19日から平成23年7月18日までです。

ただし、下記「(5) その他 ① 信託の終了等」に記載する特定の場合には、信託期間満了前に信託は終了します。

なお、委託会社は、信託期間満了前に信託期間の延長が受益者に有利であると認めたときは、受託会社と協議の上、当ファンドの信託約款を変更し、信託期間を延長することができます。

(4)【計算期間】

当ファンドの計算期間は、毎年1月19日から7月18日までおよび7月19日から翌年1月18日までの年2回とします。

計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」といいます。）が休業日のとき、計算期間終了日は、該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。

なお、計算期間終了日を「決算日」ということがあり、上記より当ファンドの決算日は原則として毎年1月18日および7月18日（該当日が休業日の場合は翌営業日）となります。

（５）【その他】

① 信託の終了等

（a）信託契約の解約

- a. 委託会社は、受益権の口数が10億口を下回ることとなった場合、当ファンドの信託契約を解約することが受益者のため有利であると認める場合、またはやむを得ない事情が発生した場合は、受託会社と合意のうえ、当ファンドの信託契約を解約し、当ファンドの信託を終了させることができます。その場合委託会社は、あらかじめ解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。
- b. 委託会社は、前記a.の場合において、あらかじめ、解約しようとする旨を公告し、かつ、その旨を記載した書面を知れている受益者に対し交付します。ただし、全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
- c. 前記b.の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託会社に対し異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。
- d. 前記c.の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、前記a.の信託契約の解約をしません。
- e. 委託会社は、前記d.により当ファンドの信託契約の解約をしないこととしたときは、解約しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知れている受益者に対して交付します。ただし、全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
- f. 前記c.からe.までの規定は、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、前記c.の一定の期間が一月を下らないこととすることが困難な場合には適用しません。

（注） 委託会社が受益者に対してする公告は、日本経済新聞に掲載します。

（b）信託契約に関する監督官庁の命令

委託会社は、監督官庁より当ファンドの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し信託を終了させます。また、委託会社は、監督官庁の命令に基づいて当ファンドの信託約款を変更しようとするときは、後記「② 信託約款の変更」の規定にしたがいます。

（c）委託会社の登録取消に伴う取扱い

委託会社が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託会社は、当ファンドの信託契約を解約し信託を終了させるものとします。ただし、監督官庁が当ファンドの信託契約に関する委託会社の業務を他の委託会社に引き継ぐことを命じたときは、後記「②信託約款の変更」で受益者による反対が受益権総口数の二分の一を超える場合を除き、当ファンドの信託はその委託会社と受託会社との間において存続します。

（d）委託会社の事業の譲渡および承継に伴う取扱い

委託会社は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、当ファンドの信託契約に関する事業を譲渡することがあります。また、委託会社は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、当ファンドの信託契約に関する事業は承継されることがあります。

（e）受託会社の辞任および解任に伴う取扱い

受託会社は、委託会社の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託会社はその任務に背いた場合、その他重要な事由が生じたときは、委託会社または受益者は、裁判所に受託会社の解任を請求することができます。受託会社が辞任した場合、または裁判所が受託会社を解任した場合、委託会社は、後記「② 信託約款の変更」の規定にしたがい、新受託会社を選任します。ただし、委託会社は新受託会社を選任できないときは、当ファンドの信託契約を解約し、信託を終了させます。

② 信託約款の変更

- （a）委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、当ファンドの信託約款を変更することができるものとし、あらかじめ変更しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。
- （b）委託会社は、前記(a)の変更のうち、その内容が重大なものについて、あらかじめ変更しようとする

旨およびその内容を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知れている受益者に対して交付します。ただし、全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として公告を行いません。

- (c) 前記(b)の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託会社に対し異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。
 - (d) 前記(c)の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、前記(a)の信託約款の変更をしません。
 - (e) 委託会社は、前記(d)により信託約款の変更をしないこととしたときは、変更しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知れている受益者に対して交付します。ただし、全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として公告を行いません。
 - (f) 委託会社は、監督官庁の命令に基づいて当ファンドの信託約款を変更しようとするときは、上記(a)から(e)までの規定にしたがいます。
- (注) 委託会社が受益者に対してする公告は、日本経済新聞に掲載します。

③ 運用報告書

委託会社は、当ファンドについて、計算期間終了日毎および償還時に運用経過、信託財産の内容、有価証券の売買状況などを記載した運用報告書を作成し、知れている受益者に対して販売会社を通して交付します。

④ 関係会社との契約の更新等に関する手続について

- (a) 委託会社と販売会社との間の募集等の取扱い等に関する契約において、有効期間満了の3ヶ月前までに、当事者のいずれからも何らの意思表示がないときは、自動的に1年間更新されるものとし、自動延長後の取扱いについてもこれと同様とするとされています。委託会社と販売会社との間の当該契約は、かかる規定に従って自動更新され、現在に至っています。当ファンドの受益権の募集等の取扱い等も当該契約に基づいています。
- (b) 委託会社とJFアセット・マネジメント・リミテッドとの間の投資運用の委託に関する契約（為替ヘッジの助言に関する契約を含みます。）には期限の定めはありません。

2【受益者の権利等】

当ファンドの受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属します。この受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生ずることはありません。

受益者の有する主な権利は次のとおりです。

(1) 収益分配金の請求権

受益者は、当ファンドにかかる収益の分配を持分に応じて請求する権利を有します。

収益分配金は、自動けいぞく投資契約に基づいて再投資されます。原則として毎計算期間終了日の翌営業日に、毎計算期間終了日において振替機関等の口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる計算期間終了日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる計算期間終了日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とし、）にかかる収益分配金が販売会社に交付され、販売会社は、受益者に対し遅滞なく収益分配金の再投資にかかる受益権の売付を行います。当該再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

(2) 償還金の請求権

受益者は、償還金を持分に応じて委託会社に請求する権利を有します。

償還金は、信託終了後1ヵ月以内の委託会社の指定する日（原則として償還日（償還日が休業日の場合は当該償還日の翌営業日）から起算して5営業日目）までに、信託終了日において振替機関等の口座簿に記載または記録されている受益者（信託終了日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該信託終了日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とし、）に支払いを開始します。当該受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して委託会社が当ファンドの信託の償

還の通知をするのと引き換えに、販売会社を通じて当該償還に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。

償還金の支払いは、販売会社において行うものとします。

受益者が、償還金について上記に規定する支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託会社から交付を受けた金銭は、委託会社に帰属するものとします。

(3) 受益権の一部解約の実行請求権および買取請求権

受益者は、自己に帰属する受益権について、委託会社に一部解約の実行を請求する権利を有し、また受益権の買取を販売会社に請求する権利を有します。

(4) 反対者の買取請求権

当ファンドの信託契約の解約または信託約款の重大な内容の変更を行う場合において、一定の期間内に委託会社に対して異議を述べた受益者は、受託会社に対し、自己に帰属する受益権を信託財産をもって買取すべき旨を請求することができます。この買取請求権の内容および買取請求の手続きに関する事項は、前述の「1 資産管理等の概要 (5) その他 ① 信託の終了等」または「② 信託約款の変更」に規定する公告または書面に付記します。

(5) 帳簿の閲覧権

受益者は委託会社に対し、その営業時間内に当該受益者にかかる信託財産に関する帳簿書類の閲覧または謄写を請求することができます。

第4【ファンドの経理状況】

1. 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）並びに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づき作成しております。
なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。
2. 当ファンドの計算期間は6ヵ月であるため、財務諸表は6ヵ月毎に作成しております。
3. 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第32期計算期間（平成20年1月19日から平成20年7月18日まで）及び第33期計算期間（平成20年7月19日から平成21年1月19日まで）の財務諸表について、あらた監査法人による監査を受けております。

1 【財務諸表】

【J F アジア・成長株・ファンド】

(1) 【貸借対照表】

(単位：円)

	第32期 (平成20年7月18日現在)	第33期 (平成21年1月19日現在)
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	3,990	889
親投資信託受益証券	10,900,963,600	5,495,814,013
未収入金	—	3,325,384
流動資産合計	10,900,967,590	5,499,140,286
資産合計	10,900,967,590	5,499,140,286
負債の部		
流動負債		
未払収益分配金	38,139,100	38,928,178
未払解約金	8,065,827	3,325,384
未払受託者報酬	6,559,579	4,015,787
未払委託者報酬	47,398,789	28,190,485
その他未払費用	1,311,858	803,097
流動負債合計	101,475,153	75,262,931
負債合計	101,475,153	75,262,931
純資産の部		
元本等		
元本	※1 8,114,155,044	※1 7,791,528,773
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（△）	※2 2,685,337,393	※2 △2,367,651,418
（分配準備積立金）	6,292,225,638	5,921,805,388
元本等合計	10,799,492,437	5,423,877,355
純資産合計	10,799,492,437	5,423,877,355
負債純資産合計	10,900,967,590	5,499,140,286

（２）【損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	第32期 (自 平成20年 1 月19日 至 平成20年 7 月18日)	第33期 (自 平成20年 7 月19日 至 平成21年 1 月19日)
営業収益		
受取利息	4,009	889
有価証券売買等損益	△2,093,846,775	△4,902,862,986
営業収益合計	△2,093,842,766	△4,902,862,097
営業費用		
受託者報酬	6,559,579	4,015,787
委託者報酬	※1 47,398,789	※1 28,190,485
その他費用	1,311,858	803,097
営業費用合計	55,270,226	33,009,369
営業損失（△）	△2,149,112,992	△4,935,871,466
経常損失（△）	△2,149,112,992	△4,935,871,466
当期純損失（△）	△2,149,112,992	△4,935,871,466
一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（△）	△137,076,078	△102,642,189
期首剰余金又は期首欠損金（△）	5,211,033,833	2,685,337,393
剰余金増加額又は欠損金減少額	103,815,025	—
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	103,815,025	—
剰余金減少額又は欠損金増加額	579,335,451	180,831,356
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	579,335,451	179,194,495
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	—	1,636,861
分配金	※2 38,139,100	※2 38,928,178
期末剰余金又は期末欠損金（△）	2,685,337,393	△2,367,651,418

(3) 【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

区分	第32期 (自 平成20年1月19日 至 平成20年7月18日)	第33期 (自 平成20年7月19日 至 平成21年1月19日)
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、親投資信託受益証券の基準価額で評価しております。	親投資信託受益証券 同左
2. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	計算期間末日の取扱い —	計算期間末日の取扱い 平成21年1月18日が休日のため、信託約款第35条により、当計算期間末日を平成21年1月19日としております。

(貸借対照表に関する注記)

区分	第32期 (平成20年7月18日現在)	第33期 (平成21年1月19日現在)
※ 1 信託財産に係る期首元本額、期中追加設定元本額及び期中解約元本額		
期首元本額	8,893,748,140円	8,114,155,044円
期中追加設定元本額	210,945,093円	220,481,015円
期中一部解約元本額	990,538,189円	543,107,286円
※ 2 元本の欠損	—	貸借対照表上の純資産額が元本総額を下回っており、その差額は2,367,651,418円であります。
※ 3 計算期間末日における受益権の総数	8,114,155,044口	7,791,528,773口

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

区分	第32期 (自 平成20年1月19日 至 平成20年7月18日)	第33期 (自 平成20年7月19日 至 平成21年1月19日)
※1 信託財産の運用の指図に関する権限の全部または一部を委託するために要する費用として委託者報酬の中から支弁している額	純資産総額に年10,000分の30の率を乗じて得た額及び信託約款第38条第1項第2号による基準価額倍率より計算された額の合計額	同左
※2 分配金の計算過程		
費用控除後の配当等収益額	68,877,399円	85,340,533円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	－円	－円
収益調整金額	1,531,600,661円	1,637,902,828円
分配準備積立金額	6,261,487,339円	5,875,393,033円
当ファンドの分配対象収益額	7,861,965,399円	7,598,636,394円
当ファンドの期末残存口数	8,114,155,044口	7,791,528,773口
1万口当たり収益分配対象額	9,689.19円	9,752.43円
1万口当たり分配金額	50.00円	50.00円
収益分配金金額	40,570,775円	38,957,643円
外国税控除額	2,431,675円	29,465円
	収益分配金金額と損益及び剰余金計算書上の分配金の差額は、外国税控除額であります。	収益分配金金額と損益及び剰余金計算書上の分配金の差額は、外国税控除額であります。

(有価証券に関する注記)

売買目的有価証券

種類	第32期 (平成20年7月18日現在)		第33期 (平成21年1月19日現在)	
	貸借対照表計上額 (円)	当計算期間の損益に含まれた評価差額 (円)	貸借対照表計上額 (円)	当計算期間の損益に含まれた評価差額 (円)
親投資信託受益証券	10,900,963,600	△1,918,405,950	5,495,814,013	△4,782,889,225
合計	10,900,963,600	△1,918,405,950	5,495,814,013	△4,782,889,225

(デリバティブ取引等に関する注記)

該当事項はありません。

(関連当事者との取引に関する注記)

該当事項はありません。

(1口当たり情報に関する注記)

区分	第32期 (平成20年7月18日現在)	第33期 (平成21年1月19日現在)
1口当たりの純資産額 (1万口当たりの純資産額)	1.3309円 (13,309円)	0.6961円 (6,961円)

(4) 【附属明細表】

第1 有価証券明細表（平成21年1月19日現在）

(イ) 株式

該当事項はありません。

(ロ) 株式以外の有価証券

種類	通貨	銘柄	口数	評価額	備考
親投資信託 受益証券	日本円	J F アジア・成長株・マザーファンド（適格 機関投資家限定）	5,331,600,712	5,495,814,013	
合計			5,331,600,712	5,495,814,013	

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

（参考）

当ファンドは「J F アジア・成長株・マザーファンド（適格機関投資家限定）」受益証券を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された「親投資信託受益証券」は、全て同親投資信託の受益証券であります。

尚、同親投資信託の状況は以下の通りであります。

「J F アジア・成長株・マザーファンド（適格機関投資家限定）」の状況

尚、以下に記載した情報は監査の対象外であります。

（１）貸借対照表

区分	注記 番号	(平成20年 7 月18日現在)	(平成21年 1 月19日現在)
		金額（円）	金額（円）
資産の部			
流動資産			
預金		179,373,360	183,088,820
コール・ローン		1,649,193,499	685,133,933
株式		14,772,218,290	7,837,645,508
未収入金		—	1,520,276
未収配当金		55,764,913	—
未収利息		18,073	938
流動資産合計		16,656,568,135	8,707,389,475
資産合計		16,656,568,135	8,707,389,475
負債の部			
流動負債			
派生商品評価勘定		—	2,262
未払解約金		—	4,180,987
流動負債合計		—	4,183,249
負債合計		—	4,183,249
純資産の部			
元本等			
元本	※ 1	8,563,671,122	8,443,337,714
剰余金			
剰余金		8,092,897,013	259,868,512
剰余金合計		8,092,897,013	259,868,512
元本等合計		16,656,568,135	8,703,206,226
純資産合計		16,656,568,135	8,703,206,226
負債・純資産合計		16,656,568,135	8,707,389,475

(2) 注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

区分	(自 平成20年 1 月19日 至 平成20年 7 月18日)	(自 平成20年 7 月19日 至 平成21年 1 月19日)
1. 有価証券の 評価基準及 び評価方法	株式及び新株予約権証券 移動平均法に基づき、以下のとおり原則 として時価で評価しております。 (1) 金融商品取引所等に上場されている有 価証券 金融商品取引所等に上場されている有 価証券は、原則として金融商品取引所等 における計算期間末日の最終相場（外 貨建証券の場合は計算期間末日におい て知りうる直近の最終相場）で評価し ております。 計算期間末日に当該金融商品取引所等 の最終相場がない場合には、当該金融商 品取引所等における直近の日の最終相 場で評価しておりますが、直近の日の最 終相場によることが適当でないと認め られた場合は、当該金融商品取引所等 における計算期間末日又は直近の日の 気配相場で評価しております。 (2) 金融商品取引所等に上場されていない 有価証券 当該有価証券については、原則として、 日本証券業協会発表の売買参考統計値 （平均値）、金融機関の提示する価額 （ただし、売気配相場は使用しない）又 は価格提供会社の提供する価額のいづ れかから入手した価額で評価しており ます。 (3) 時価が入手できなかった有価証券 適正な評価額を入手できなかった場合 又は入手した評価額が時価と認定でき ない事由が認められた場合は、委託会社 が忠実義務に基づいて合理的事由を もって時価と認めた価額もしくは受託 者と協議のうえ両者が合理的事由を もって時価と認めた価額で評価しており ます。	株式及び新株予約権証券 移動平均法に基づき、以下のとおり原則 として時価で評価しております。 (1) 金融商品取引所等に上場されている有 価証券 同左 (2) 金融商品取引所等に上場されていない 有価証券 同左 (3) 時価が入手できなかった有価証券 同左
2. デリバティ ブ等の評価 基準及び評 価方法	為替予約取引 個別法に基づき、原則として時価で評価 しております。 為替予約の評価は、原則として、わが国に おける計算期間末日の対顧客先物売買相 場の仲値によって計算しております。	為替予約取引 同左

区分	(自 平成20年 1 月19日 至 平成20年 7 月18日)	(自 平成20年 7 月19日 至 平成21年 1 月19日)
3.その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	外貨建取引等の処理基準 外貨建取引については、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）第60条に基づき、取引発生時の外国通貨の額をもって記録する方法を採用しております。ただし、同第61条に基づき、外国通貨の売却時において、当該外国通貨に加えて、外貨建資産等の外貨基金勘定及び外貨建各損益勘定の前日の外貨建純資産額に対する当該売却外国通貨の割合相当額を当該外国通貨の売却時の外国為替相場等で円換算し、前日の外貨基金勘定に対する円換算した外貨基金勘定の割合相当の邦貨建資産等の外国投資勘定と、円換算した外貨基金勘定を相殺した差額を為替差損益とする計理処理を採用しております。	外貨建取引等の処理基準 同左

(貸借対照表に関する注記)

区分	(平成20年 7 月18日現在)	(平成21年 1 月19日現在)
※ 1 本報告書における開示対象ファンドの期首における当該親投資信託の元本額、期中追加設定元本額及び期中解約元本額		
期首元本額	8,789,231,621円	8,563,671,122円
期中追加設定元本額	593,716,040円	724,951,327円
期中解約元本額	819,276,539円	845,284,735円
本報告書における開示対象ファンドの期末における元本の内訳（注）		
J F アジア・成長株・ファンド	5,604,608,535円	5,331,600,712円
J F アジア・成長株・ファンド F（適格機関投資家専用）	91,522,125円	119,271,432円
J F アジア・成長株・ファンド F V A（適格機関投資家専用）	421,561,635円	554,311,739円
J F アジア・成長株・ファンド F B（適格機関投資家専用）	2,445,978,827円	2,438,153,831円
合 計	8,563,671,122円	8,443,337,714円
※ 2 本報告書における開示対象ファンドの計算期間末日における受益権の総数	8,563,671,122口	8,443,337,714口

(注) 当該親投資信託受益証券を投資対象とする証券投資信託ごとの元本額

(有価証券に関する注記)

売買目的有価証券

種類	(平成20年7月18日現在)		(平成21年1月19日現在)	
	貸借対照表計上額 (円)	当計算期間の損益 に含まれた評価差 額 (円)	貸借対照表計上額 (円)	当計算期間の損益 に含まれた評価差 額 (円)
株式	14,772,218,290	△2,336,397,679	7,837,645,508	△3,262,488,554
合計	14,772,218,290	△2,336,397,679	7,837,645,508	△3,262,488,554

(デリバティブ取引等に関する注記)

I 取引の状況に関する事項

区分	(自 平成20年1月19日 至 平成20年7月18日)	(自 平成20年7月19日 至 平成21年1月19日)
1. 取引の内容	当投資信託の利用しているデリバティブ取引は、通貨関連では為替予約取引であります。	同左
2. 取引に対する取組方針	デリバティブ取引は、将来の為替の変動によるリスク回避及び効率的な運用に資することを目的としております。	同左
3. 取引の利用目的	デリバティブ取引は、通貨関連では外貨建金銭債権債務の為替変動リスクを回避し、安定的な利益の確保を図る目的で利用しております。	同左
4. 取引に係るリスクの内容	為替予約取引に係るリスクは、為替相場の変動によるリスクであります。	同左
5. 取引に係るリスクの管理体制	デリバティブ取引の執行・管理については、取引権限および取引限度額等を定めた規定に従い、運用担当部門が決済担当者の承認を得て行っております。	同左
6. 取引の時価等に関する事項についての補足説明	取引の時価等に関する事項についての契約額等は、あくまでもデリバティブ取引における名目的な契約額であり、当該金額自体がデリバティブ取引のリスクの大きさを示すものではありません。	同左

II 取引の時価等に関する事項 (通貨関連)

区分	種類	(平成20年7月18日現在)				(平成21年1月19日現在)			
		契約額等 (円)	うち1年超 (円)	時価 (円)	評価損益 (円)	契約額等 (円)	うち1年超 (円)	時価 (円)	評価損益 (円)
市場 取引 以外 の取 引	為替予約取引								
	売建 インドネシアルピア	—	—	—	—	96,600	—	98,862	△2,262
合計		—	—	—	—	96,600	—	98,862	△2,262

(注) 1. 為替予約の時価の算定方法

(1) 計算期間末日に対顧客先物売買相場の仲値が発表されている外貨については、以下のように評価しております。

① 計算期間末日において為替予約の受渡日（以下「当該日」という。）の対顧客先物売買相場の仲値が発表されている場合は当該為替予約は当該仲値で評価しております。

② 計算期間末日において当該日の対顧客先物売買相場の仲値が発表されていない場合は、以下の方法によっております。

- ・ 計算期間末日に当該日を越える対顧客先物売買相場が発表されている場合には、発表されている先物相場のうち当該日に最も近い前後二つの対顧客先物売買相場の仲値をもとに計算したレートにより評価しております。

- ・ 計算期間末日に当該日を越える対顧客先物売買相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い発表されている対顧客先物売買相場の仲値により評価しております。

(2) 計算期間末日に対顧客先物売買相場の仲値が発表されていない外貨については、計算期間末日の対顧客電信売買相場の仲値により評価しております。

2. 換算において円未満の端数は切り捨てております。

3. 契約額等及び時価の合計欄の金額は、各々の合計金額であります。

(関連当事者との取引に関する注記)

該当事項はありません。

(1口当たり情報に関する注記)

区分	(平成20年7月18日現在)	(平成21年1月19日現在)
1口当たりの純資産額	1.9450円	1.0308円
(1万口当たりの純資産額)	(19,450円)	(10,308円)

(3) 附属明細表

第1 有価証券明細表（平成21年1月19日現在）

(イ) 株式

通貨	銘柄	株式数	評価額単価	評価額金額	備考
アメリカドル	JARDINE MATHESON HLDGS LTD	100,000	19.10	1,910,000.00	
計	銘柄数：	1		1,910,000.00	
				(173,848,200)	
	組入時価比率：	2.0%		2.2%	
香港ドル	CHINA PETROLEUM & CHEMICAL -H	5,004,000	4.27	21,367,080.00	
	CHINA SHENHUA ENERGY CO-H	700,000	15.42	10,794,000.00	
	CNOOC LTD	1,900,000	6.64	12,616,000.00	
	ANHUI CONCH CEMENT CO LTD-H	600,000	35.10	21,060,000.00	
	CHINA NATIONAL BUILDINGS MA-H	1,200,000	8.21	9,852,000.00	
	HUTCHISON WHAMPOA	350,000	38.00	13,300,000.00	
	CHINA COSCO HLDGS-H	1,000,000	4.71	4,710,000.00	
	LI NING CO LTD	700,000	11.56	8,092,000.00	
	PORTS DESIGN LIMITED	600,000	7.90	4,740,000.00	
	BELLE INTERNATIONAL HOLDINGS	2,000,000	3.30	6,600,000.00	
	ESPRIT HOLDINGS LIMITED	230,000	40.90	9,407,000.00	
	LIFESTYLE INTL HLDGS LTD	600,000	6.40	3,840,000.00	
	PARKSON RETAIL GROUP LTD	612,500	6.58	4,030,250.00	
	BOC HONG KONG HOLDINGS LTD	1,300,000	8.55	11,115,000.00	
	CHINA CONSTRUCTION BANK-H	8,401,000	3.91	32,847,910.00	
	CHINA MERCHANTS BANK - H	1,000,000	12.32	12,320,000.00	
	CHINA LIFE INSURANCE CO-H	550,000	22.20	12,210,000.00	
	CHEUNG KONG	293,000	70.30	20,597,900.00	
	CHINA OVERSEAS LAND & INVESTMENT	700,000	11.14	7,798,000.00	
	GUANGZHOU R&H PROPERTIES-H	1,300,400	7.37	9,583,948.00	
	KERRY PROPERTIES LTD	310,000	18.60	5,766,000.00	
	SUN HUNG KAI PROPERTIES	170,000	64.00	10,880,000.00	
	SWIRE PACIFIC LIMITED 'A'	450,000	48.50	21,825,000.00	
	CHINA MOBILE LTD	850,000	69.20	58,820,000.00	
	CHEUNG KONG INFRASTRUCTURE HOLDINGS	145,000	27.70	4,016,500.00	
計	銘柄数：	25		338,188,588.00	
				(3,966,952,137)	
	組入時価比率：	45.6%		50.7%	
シンガポールドル	KEPPEL CORP LTD	160,000	4.25	680,000.00	
	SEMBICORP INDUSTRIES LIMITED	1,000,000	2.20	2,200,000.00	
	YONGNAM HOLDINGS LTD	5,000,000	0.09	475,000.00	
	DBS GROUP HOLDINGS LTD	200,000	8.48	1,696,000.00	
	DBS GROUP HOLDINGS LTD - RIGHT	65,000	2.96	192,400.00	
	CITY DEVELOPMENTS	398,000	5.79	2,304,420.00	
	VENTURE CORP LTD	300,000	4.26	1,278,000.00	
計	銘柄数：	7		8,825,820.00	
				(541,464,057)	
	組入時価比率：	6.2%		6.9%	
タイバーツ	BANPU PUBLIC CO LTD-NVDR	134,000	226.00	30,284,000.00	
	KASIKORNBANK PCL FOREIGN	900,000	44.75	40,275,000.00	
計	銘柄数：	2		70,559,000.00	

通貨	銘柄	株式数	評価額単価	評価額金額	備考
				(184,158,990)	
	組入時価比率：	2.1%		2.3%	
インドネシアルピア	PT UNITED TRACTORS TBK	4,000,000	4,700.00	18,800,000,000.00	
	PT INDOFOOD SUKSES MAKMUR TBK	20,000,000	1,060.00	21,200,000,000.00	
	BANK RAKYAT INDONESIA	4,000,000	4,625.00	18,500,000,000.00	
計	銘柄数：	3		58,500,000,000.00	
				(485,550,000)	
	組入時価比率：	5.6%		6.2%	
韓国ウォン	DAELIM INDUSTRIAL CO	33,000	47,550.00	1,569,150,000.00	
	GS ENGINEERING & CONSTRUCT	32,000	57,000.00	1,824,000,000.00	
	LG CORP	23,727	42,800.00	1,015,515,600.00	
	HYUNDAI MOTOR CO LTD	44,000	43,050.00	1,894,200,000.00	
	LG ELECTRONICS INC	37,000	76,800.00	2,841,600,000.00	
	KANGWON LAND INC	90,000	12,150.00	1,093,500,000.00	
	LOTTE SHOPPING CO	5,400	173,000.00	934,200,000.00	
	HANA FINANCIAL HOLDINGS	53,180	20,950.00	1,114,121,000.00	
	KB FINANCIAL GROUP INC	68,000	35,350.00	2,403,800,000.00	
	SAMSUNG ELECTRONICS	14,471	469,000.00	6,786,899,000.00	
計	銘柄数：	10		21,476,985,600.00	
				(1,449,696,528)	
	組入時価比率：	16.7%		18.5%	
台湾ドル	ASIA CEMENT CORP	2,438,000	25.50	62,169,000.00	
	FORMOSA PLASTIC	1,000,000	45.15	45,150,000.00	
	DELTA ELECTRONICS INC	546,695	60.40	33,020,378.00	
	HON HAI PRECISION INDUSTRY	980,076	62.20	60,960,727.20	
	HTC CORP	200,000	316.00	63,200,000.00	
	WISTRON CORP	524,573	23.85	12,511,066.05	
	CHUNGHWA TELECOM CO LTD	1,210,000	51.20	61,952,000.00	
	TAIWAN SEMICONDUCTOR	1,005,041	41.70	41,910,209.70	
計	銘柄数：	8		380,873,380.95	
				(1,035,975,596)	
	組入時価比率：	11.9%		13.2%	
合計				7,837,645,508	
				(7,837,645,508)	

(注)各通貨計欄の()内は、邦貨換算額であります。

(注)合計金額欄の()内は、外貨建有価証券に係わるもので、内書であります。

(注)比率は左より組入時価の純資産に対する比率、および各通貨計欄の合計金額に対する比率であります。

(ロ) 株式以外の有価証券

該当事項はありません。

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

当表に記載すべき内容は、「デリバティブ取引等に関する注記 II 取引の時価等に関する事項」に開示しておりますので、記載を省略しております。

2【ファンドの現況】

【純資産額計算書】

（平成21年2月20日現在）

種類	金額	単位
I 資産総額	5,508,574,330	円
II 負債総額	4,329,518	円
III 純資産総額(I － II)	5,504,244,812	円
IV 発行済口数	7,863,454,907	口
V 1口当たり純資産額(III／IV)	0.7000	円

（参考）J F アジア・成長株・マザーファンド（適格機関投資家限定）

（平成21年2月20日現在）

種類	金額	単位
I 資産総額	8,607,225,703	円
II 負債総額	5,482,722	円
III 純資産総額(I － II)	8,601,742,981	円
IV 発行済口数	8,292,245,268	口
V 1口当たり純資産額(III／IV)	1.0373	円

第5【設定及び解約の実績】

下記計算期間中の設定および解約の実績ならびに当該計算期間末の残存口数は次の通りです。

期	設定口数（口）	解約口数（口）	残存口数（口）
14期	4,501,378,682	6,979,767,922	37,895,496,901
15期	1,657,808,174	5,757,776,288	33,795,528,787
16期	1,286,334,885	4,749,599,642	30,332,264,030
17期	379,533,960	3,053,309,114	27,658,488,876
18期	243,242,807	2,615,534,970	25,286,196,713
19期	526,139,048	3,726,079,559	22,086,256,202
20期	654,535,984	2,923,063,560	19,817,728,626
21期	222,728,003	568,130,721	19,472,325,908
22期	247,965,093	1,331,875,322	18,388,415,679
23期	243,091,112	1,572,141,735	17,059,365,056
24期	440,277,766	2,110,773,191	15,388,869,631
25期	260,413,496	1,284,573,957	14,364,709,170
26期	491,709,556	2,154,175,034	12,702,243,692
27期	1,237,986,217	1,808,122,656	12,132,107,253
28期	506,194,568	1,442,441,993	11,195,859,828
29期	479,293,282	1,667,935,382	10,007,217,728
30期	1,314,061,361	1,337,305,690	9,983,973,399
31期	605,308,820	1,695,534,079	8,893,748,140
32期	210,945,093	990,538,189	8,114,155,044
33期	220,481,015	543,107,286	7,791,528,773

（注）設定口数、解約口数は、全て本邦内におけるものです。

第三部【特別情報】

第1【委託会社等の概況】

1【委託会社等の概況】

① 資本金の額（有価証券報告書提出日現在）

資本金の額	2,218百万円
会社が発行する株式の総数	70,000株
発行済株式総数	56,265株

② 会社の意思決定機構

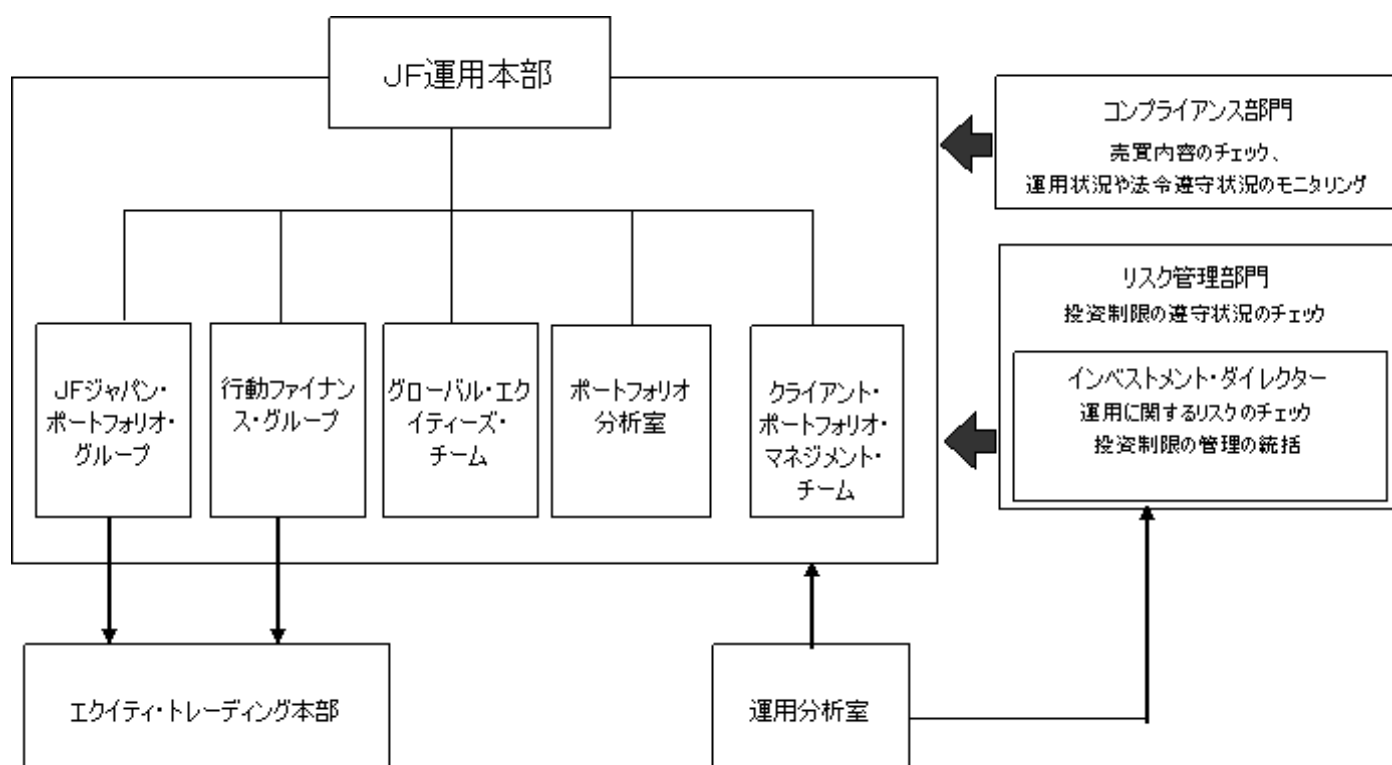
取締役会は、会社の業務執行上重要な事項を決定し、その決議は、取締役の過半数が出席し、その出席取締役の過半数をもって行われます。

取締役は、株主総会において選任され、任期は選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとします。増員により、または補欠として選任された取締役の任期は、他の在任取締役の任期の満了する時までとします。

また、リスク管理上の重要な事項（法令上取締役会の決議事項とされているものを除く）の決議または審議することを目的とする機関として、リスク・コミッティーがあります。

③ 投資運用の意思決定機構

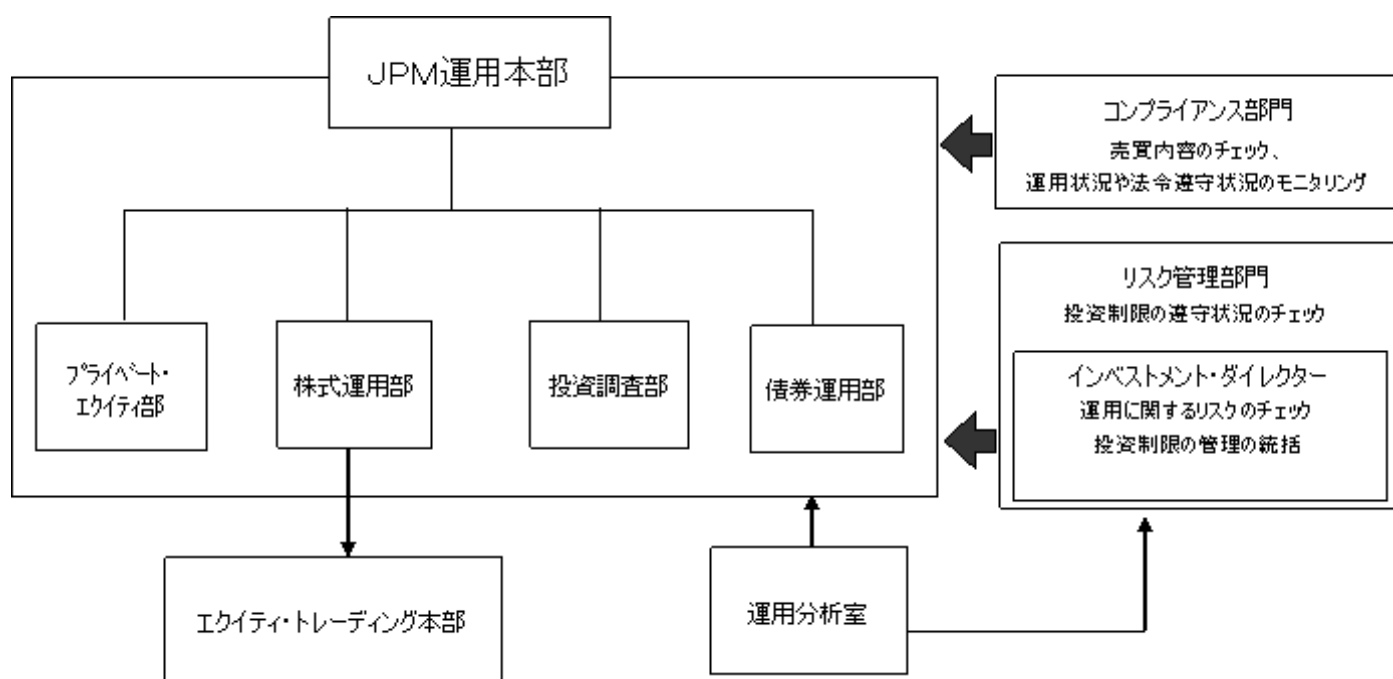
（イ）JF運用本部



- ① JF運用本部は、JFストラテジーまたは行動ファイナンス・ストラテジーに基づいた運用を行います。
- ② JF運用本部では、運用業務遂行上必要と認められる諸会議を開催します。各会議にて、JFストラテジーまたは行動ファイナンス・ストラテジーに基づいた国内外株式、その他資産の運用戦略の方向性を決定します。
- ③ JFジャパン・ポートフォリオ・グループは、JF日本株式ストラテジーに基づき主に国内株式の運用戦略の方向性を決定し、その内容を自らの投資判断のガイドラインとして利用します。
- ④ 行動ファイナンス・グループは、行動ファイナンス・ストラテジーに基づき主に国内外の株式の運用戦略の方向性を決定し、その内容を自らの投資判断のガイドラインとして利用します。

- ⑤ グローバル・エクイティーズ・チームは、「J Pモルガン・アセット・マネジメント」グループの各ポートフォリオ・マネジャーと情報交換し外国株式の運用に利用します。
- ⑥ ポートフォリオ分析室は、J F運用本部のリスク管理や自己評価のために運用実績の分析および評価を行い、その情報を提供します。
- ⑦ クライアント・ポートフォリオ・マネジメント・チームは、J F運用本部の国内株式運用や海外関係会社に運用を委託しているJ Fストラテジーによる外国株式運用について、関係各部署と連携し、顧客、投資家、販売会社及びコンサルタント会社への商品内容説明、販売支援および新商品の企画立案等に関する事項を行います。
- ⑧ エクイティ・トレーディング本部は、ポートフォリオ・マネジャーの投資判断を受け、有価証券等の売買を執行します。
- ⑨ 運用分析室は、顧客報告のために運用実績の分析および評価を行うとともに、J F運用本部およびインベストメント・ダイレクターにもその情報を提供します。
- ⑩ 運用部門から独立しているリスク管理部門所属のインベストメント・ダイレクターが、運用に関するリスクのチェックや投資制限に関する管理の統括を行います。

（ロ）J P M運用本部



- ① J P M運用本部は、J P Mストラテジーに基づいた運用を行う投資調査部、株式運用部、プライベート・エクイティ部および債券運用部で構成されます。
- ② 投資調査部に所属するアナリストはJ P Mストラテジーに基づき分析を行い、分析に基づき各銘柄にレーティングをつけます。エコノミストは、マクロ経済の観点からアナリストの調査・分析の基となる情報の提供を行います。
- ③ 株式運用部に所属するポートフォリオ・マネジャーは、投資調査部のアナリストとの議論を通じて、②のレーティングの検証を行い、ポートフォリオの構築を行います。
- ④ 債券運用部では、運用業務遂行上必要と認められる諸会議を開催し、運用戦略の方向性を決定します。その決定内容を自らの投資判断のガイドラインとして利用し、ポートフォリオを決定します。また有価証券等の売買を執行します。
- ⑤ エクイティ・トレーディング本部は、ポートフォリオ・マネジャーの投資判断を受け、有価証券等の売買を執行します。
- ⑥ 運用分析室は、顧客報告のために運用実績の分析および評価を行うとともに、J P M運用本部およびインベストメント・ダイレクターにもその情報を提供します。

- ⑦ 運用部門から独立しているリスク管理部門所属のインベストメント・ダイレクターが、運用に関するリスクのチェックや投資制限に関する管理の統括を行います。

（注）上記(イ)および(ロ)の意思決定機構・組織名称等は、2009年4月1日現在のものであり、今後変更となる場合があります

2【事業の内容及び営業の概況】

「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社として、証券投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者として当該証券投資信託及び投資一任契約に基づき委託された資産の運用（投資運用業）を行っています。また「金融商品取引法」に定める下記の業務を行っています。

- ・投資助言・代理業
- ・有価証券の募集もしくは売出しの取扱いまたは私募の取扱いに関する第一種金融商品取引業
- ・有価証券の募集もしくは売出しの取扱いまたは私募の取扱い、および証券投資信託の募集または私募に関する第二種金融商品取引業

現在、弊社で設定・運用している公募の証券投資信託は70本、親投資信託33本を数え、販売は100社余りの金融商品取引業者（第一種金融商品取引業を行う者）および登録金融機関を通じて行っています。平成21年2月末現在、公募の証券投資信託の純資産総額の合計は7,031億円（ただし、親投資信託を除きます。）です。

3【委託会社等の経理状況】

1. 委託会社であるJPモルガン・アセット・マネジメント株式会社（以下「当社」という。）の財務諸表は、第17期事業年度（平成18年4月1日から平成19年3月31日まで）については、改正前の「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。）並びに同規則第2条の規定により、改正前の「投資信託及び投資法人に関する法律施行規則」（平成12年総理府令第129号）に基づいて、第18期事業年度（平成19年4月1日から平成20年3月31日まで）については、改正前の「財務諸表等規則」並びに同規則第2条の規定により、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年内閣府令第52号）に基づいて作成しております。

また、当社の中間財務諸表は、改正後の「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和52年大蔵省令第38号）並びに同規則第38条及び第57条に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年内閣府令第52号）に基づいて作成しております。

なお、財務諸表及び中間財務諸表の記載金額は、千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

2. 当社は、第17期事業年度（平成18年4月1日から平成19年3月31日まで）の財務諸表については旧証券取引法第193条の2の規定に基づき、また第18期事業年度（平成19年4月1日から平成20年3月31日まで）の財務諸表については金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、あらた監査法人により監査を受けております。第19期中間会計期間（平成20年4月1日から平成20年9月30日まで）の中間財務諸表については金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、あらた監査法人により中間監査を受けております。

(1) 【貸借対照表】

		第17期 (平成19年 3 月31日)			第18期 (平成20年 3 月31日)		
資産の部							
区分	注記 番号	内訳	金額	構成比	内訳	金額	構成比
流動資産		千円	千円	%	千円	千円	%
現金及び預金			8,291,572			9,354,204	
支払委託金			505			—	
収益分配金		505			—		
立替金			—			7,199	
前払費用			792			37,125	
未収入金			1,017,818			1,378,981	
未収委託者報酬			3,164,203			3,605,899	
未収収益			3,791,789			2,949,643	
繰延税金資産			680,434			474,730	
流動資産計			16,947,116	89.7		17,807,784	80.3
固定資産							
投資その他の資産			1,946,735	10.3		4,382,354	
投資有価証券		1,687,923			3,485,313		
敷金保証金		32,652			80,641		
繰延税金資産		200,159			763,532		
その他		26,000			52,866		
固定資産計			1,946,735	10.3		4,382,354	19.7
資産合計			18,893,851	100.0		22,190,139	100.0

		第17期 (平成19年 3 月31日)			第18期 (平成20年 3 月31日)		
負債の部							
区分	注記 番号	内訳	金額	構成比	内訳	金額	構成比
		千円	千円	%	千円	千円	%
流動負債							
預り金			35,439			117,791	
未払金			2,288,990			2,930,605	
未払収益分配金		1,736			1,827		
未払償還金		38,324			23,153		
未払手数料		1,255,091			1,417,638		
その他未払金		993,839			1,487,986		
未払費用			1,645,594			2,698,858	
未払法人税等			1,823,754			472,430	
賞与引当金			968,595			853,648	
役員賞与引当金			—			41,576	
流動負債計			6,762,375	35.8		7,114,910	32.1
固定負債							
長期未払金			—			7,522	
長期未払費用			64,551			—	
賞与引当金			—			821,753	
役員賞与引当金			—			173,860	
退職給付引当金			—			147,169	
固定負債計			64,551	0.3		1,150,305	5.1
負債合計			6,826,926	36.1		8,265,215	37.2

		第17期 (平成19年 3 月31日)			第18期 (平成20年 3 月31日)		
純資産の部							
区分	注記 番号	内訳	金額	構成比	内訳	金額	構成比
		千円	千円	%	千円	千円	%
株主資本							
資本金			2,218,000	11.8		2,218,000	10.0
資本剰余金			1,000,000	5.3		1,000,000	4.5
資本準備金		1,000,000			1,000,000		
利益剰余金			8,657,274	45.8		11,142,942	50.2
利益準備金		33,676			33,676		
その他利益剰余金							
繰越利益剰余金		8,623,598			11,109,265		
株主資本計			11,875,274	62.9		14,360,942	64.7
評価・換算差額等							
その他有価証券評価差額金			191,651	1.0		△436,018	△1.9
評価・換算差額等計			191,651	1.0		△436,018	△1.9
純資産合計			12,066,925	63.9		13,924,923	62.8
負債・純資産合計			18,893,851	100.0		22,190,139	100.0

(2) 【損益計算書】

		第17期 (自平成18年4月1日 至平成19年3月31日)			第18期 (自平成19年4月1日 至平成20年3月31日)		
区分	注記 番号	内訳	金額	百分比	内訳	金額	百分比
		千円	千円	%	千円	千円	%
営業収益							
委託者報酬			12,107,016			17,864,749	
投資顧問料			12,003,807			10,489,106	
その他営業収益			430,120			421,315	
営業収益計			24,540,945	100.0		28,775,171	100.0
営業費用							
支払手数料			4,934,546			6,679,308	
広告宣伝費			366,015			391,429	
調査費			4,152,792			6,928,125	
委託調査費		4,047,258			6,779,989		
調査費		95,333			138,807		
図書費		10,199			9,328		
委託計算費			222,441			329,137	
営業雑経費			263,599			418,113	
通信費		23,190			33,464		
印刷費		224,121			365,972		
協会費		14,074			7,481		
諸会費		2,214			11,194		
営業費用計			9,939,396	40.5		14,746,114	51.2

		第17期 (自平成18年4月1日 至平成19年3月31日)			第18期 (自平成19年4月1日 至平成20年3月31日)		
区分	注記 番号	内訳	金額	百分比	内訳	金額	百分比
		千円	千円	%	千円	千円	%
一般管理費							
給料			4,026,596			6,296,250	
役員報酬	※ 1	153,132			126,179		
給料・手当		1,782,542			2,272,332		
賞与		1,109,167			1,834,973		
賞与引当金繰入額		917,736			1,535,026		
役員賞与		—			238,709		
役員賞与引当金繰入額		—			215,436		
その他の報酬		64,019			73,592		
福利厚生費			230,503			370,832	
交際費			41,498			42,447	
寄付金			3,935			16,890	
旅費交通費			167,192			202,082	
租税公課			97,451			81,397	
不動産賃借料			391,548			535,266	
退職給付費用負担金			1,026,012			—	
退職給付費用			—			116,581	
退職金			161,527			68,794	
消耗器具備品費			74,514			138,044	
事務委託費			98,856			164,429	
関係会社付替費用			1,978,429			2,180,518	
諸経費			91,753			124,387	
一般管理費計			8,389,824	34.2		10,337,923	35.9
営業利益			6,211,724	25.3		3,691,132	12.9

		第17期 (自平成18年4月1日 至平成19年3月31日)			第18期 (自平成19年4月1日 至平成20年3月31日)		
区分	注記 番号	内訳	金額	百分比	内訳	金額	百分比
営業外収益		千円	千円	%	千円	千円	%
分配金・償還金時効		3,334			13,889		
受取配当金		49,961			3,198		
有価証券売却益		271,649			529,092		
為替差益		—			67,742		
その他営業外収益		33,745			36,496		
営業外収益計			358,691	1.5		650,419	2.2
営業外費用							
為替差損		57,278			—		
業法上の負担額	※2	—			13,751		
その他営業外費用		13,812			1,612		
営業外費用計			71,090	0.3		15,363	0.1
経常利益			6,499,325	26.5		4,326,188	15.0
税引前当期純利益			6,499,325	26.5		4,326,188	15.0
法人税、住民税及び事業税			2,988,489	12.2		1,768,693	6.1
法人税等調整額			△197,576	△0.8		71,827	0.3
当期純利益			3,708,411	15.1		2,485,667	8.6

（３）【株主資本等変動計算書】

第17期（自 平成18年４月１日 至 平成19年３月31日）

	株主資本						
	資本金	資本剰余金		利益剰余金			株主資本 合計
		資本準備金	資本剰余金 合計	利益準備金	その他利益 剰余金	利益剰余金 合計	
					繰越利益 剰余金		
平成18年３月31日 残高（千円）	2,218,000	1,000,000	1,000,000	33,676	4,915,186	4,948,862	8,166,862
事業年度中の変動額							
当期純利益	—	—	—	—	3,708,411	3,708,411	3,708,411
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額 （純額）	—	—	—	—	—	—	—
事業年度中の変動額合計（千円）	—	—	—	—	3,708,411	3,708,411	3,708,411
平成19年３月31日 残高（千円）	2,218,000	1,000,000	1,000,000	33,676	8,623,598	8,657,274	11,875,274

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他 有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計	
平成18年３月31日 残高（千円）	39,914	39,914	8,206,776
事業年度中の変動額			
当期純利益	—	—	3,708,411
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額 （純額）	151,737	151,737	151,737
事業年度中の変動額合計（千円）	151,737	151,737	3,860,149
平成19年３月31日 残高（千円）	191,651	191,651	12,066,925

第18期（自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日）

	株主資本						
	資本金	資本剰余金		利益剰余金			株主資本 合計
		資本準備金	資本剰余金 合計	利益準備金	その他利益 剰余金 繰越利益 剰余金	利益剰余金 合計	
平成19年3月31日 残高（千円）	2,218,000	1,000,000	1,000,000	33,676	8,623,598	8,657,274	11,875,274
事業年度中の変動額							
当期純利益	—	—	—	—	2,485,667	2,485,667	2,485,667
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額 （純額）	—	—	—	—	—	—	—
事業年度中の変動額合計（千円）	—	—	—	—	2,485,667	2,485,667	2,485,667
平成20年3月31日 残高（千円）	2,218,000	1,000,000	1,000,000	33,676	11,109,265	11,142,942	14,360,942

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他 有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計	
平成19年3月31日 残高（千円）	191,651	191,651	12,066,925
事業年度中の変動額			
当期純利益	—	—	2,485,667
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額 （純額）	△627,669	△627,669	△627,669
事業年度中の変動額合計（千円）	△627,669	△627,669	1,857,998
平成20年3月31日 残高（千円）	△436,018	△436,018	13,924,923

重要な会計方針

項目	第17期 (自平成18年4月1日 至平成19年3月31日)	第18期 (自平成19年4月1日 至平成20年3月31日)
1. 有価証券の評価基準 及び評価方法	その他有価証券 時価のあるもの 期末日の市場価格等に基づく時価 法（評価差額は全部純資産直入法に より処理し、売却原価は移動平均法 により算定）を採用しております。	その他有価証券 時価のあるもの 同左
2. 引当金の計上基準	賞与引当金 従業員に対する賞与の支給に備え るため、当期に負担すべき支給見込 額を計上しております。	(1) 賞与引当金 従業員に対する賞与の支給、及び 親会社の運営する株式報酬制度に 係る将来の費用負担に備えるた め、当事業年度に帰属する額を計 上しております。 (2) 役員賞与引当金 当事業年度より、役員に対する親 会社の運営する株式報酬制度に係 る将来の費用負担に備えるため、 当事業年度に帰属する額を計上し ております。 (3) 退職給付引当金 従業員に対する退職給付に備え るため、当事業年度末における退 職給付債務に基づき退職給付引当 金を計上しております。 過去勤務債務については、その発 生時における従業員の平均残存勤 務期間以内の一定の年数（8年） による定額法により、発生した事 業年度から費用処理しております。 数理計算上の差異は、その発生時 における従業員の平均残存勤務期 間以内の一定の年数（8年）によ る定額法により按分額を、それぞ れ発生した翌事業年度から費用処 理することとしております。
3. その他財務諸表作成 のための基本となる 重要な事項	消費税等の会計処理 消費税及び地方消費税の会計処理 は、税抜方式によっております。	消費税等の会計処理 同左

会計処理方法の変更

第17期 (自平成18年4月1日 至平成19年3月31日)	第18期 (自平成19年4月1日 至平成20年3月31日)
(貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準) 当事業年度より、「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」（企業会計基準第5号 平成17年12月9日）及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」（企業会計基準適用指針第8号 平成17年12月9日）を適用しております。 これまでの資本の部の合計に相当する金額は12,066,925千円であります。 なお、当事業年度における貸借対照表の純資産の部については、財務諸表等規則の改正に伴い、改正後の財務諸表等規則により作成しております。 (ストック・オプション等に関する会計基準) 当事業年度より、「ストック・オプション等に関する会計基準」（企業会計基準第8号 平成17年12月27日）及び「ストック・オプション等に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第11号 平成18年5月31日）を適用しております。 これによる損益に与える影響はありません。	— —

第17期 (自平成18年4月1日 至平成19年3月31日)	第18期 (自平成19年4月1日 至平成20年3月31日)
—	(株式報酬制度に係る引当金の計上基準) 親会社の運営する株式報酬制度による当社の役員、従業員に対する費用負担額は、これまで親会社からの請求額が確定した時点で費用として処理しておりましたが、当事業年度より、役員、従業員の役務提供に対応して当該株式報酬額を賞与引当金及び役員賞与引当金に計上する方法に変更いたしました。この変更は、役員、従業員の役務提供に対応する株式報酬額について親会社から適時に情報提供されるようになったことを受け、期間損益をより適正に表示することを目的として行ったものであります。 この変更により、賞与引当金に1,117,832千円、役員賞与引当金に215,436千円それぞれ引当て、従来の方法に比べ、営業費用及び一般管理費は1,333,268千円増加となり、営業利益、経常利益及び税引前当期純利益は1,333,268千円の減少となっております。 なお、上記方法の変更につきましては、下半期より役員、従業員の役務提供に対応する株式報酬額について親会社から適時に情報提供されたため、当中間期は従来の方法によっております。従って、当中間期は変更後の方法によった場合に比べ、経常利益は984,905千円、税引前中間純利益は984,905千円それぞれ多く計上されております。 (追加情報) 当事業年度より、親会社の運営する株式報酬制度による当社の役員、従業員に対する費用負担額の計上方法を変更したことによる賞与引当金及び役員賞与引当金をそれぞれ賞与引当金（流動）853,648千円 賞与引当金（固定）821,753千円及び役員賞与引当金（流動）41,576千円 役員賞与引当金（固定）173,860千円として表示しております。

第17期 (自平成18年4月1日 至平成19年3月31日)	第18期 (自平成19年4月1日 至平成20年3月31日)
(貸借対照表) 前事業年度まで未払費用(前事業年度788,428千円)及び長期未払費用(前事業年度50,860千円)に含めて表示していました賞与引当金を、当事業年度より、賞与引当金(当事業年度968,595千円)として表示しております。	(貸借対照表) —

第17期 (平成19年3月31日)	第18期 (平成20年3月31日)
該当事項はありません。	同左

第17期 (自平成18年4月1日 至平成19年3月31日)	第18期 (自平成19年4月1日 至平成20年3月31日)
※1 役員報酬の範囲額 取締役 年額 350,000千円以内 監査役 年額 30,000千円以内 ※2 —	※1 — ※2 業法上の負担額 業法上の負担額は、主に改正前の「投資信託及び投資法人に関する法律」第33条の2（改正後の「投資信託及び投資法人に関する法律」第21条）に基づく負担額であります。

（株主資本等変動計算書関係）

第17期（自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日）

発行済株式の種類及び総数に関する事項

	前事業年度末 株式数（株）	当事業年度増加 株式数（株）	当事業年度減少 株式数（株）	当事業年度末 株式数（株）
発行済株式				
普通株式	56,265	—	—	56,265
合計	56,265	—	—	56,265

第18期（自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日）

発行済株式の種類及び総数に関する事項

	前事業年度末 株式数（株）	当事業年度増加 株式数（株）	当事業年度減少 株式数（株）	当事業年度末 株式数（株）
発行済株式				
普通株式	56,265	—	—	56,265
合計	56,265	—	—	56,265

（リース取引関係）

第17期 （自平成18年4月1日 至平成19年3月31日）	第18期 （自平成19年4月1日 至平成20年3月31日）
該当事項はありません。	同左

（有価証券関係）

第17期（平成19年3月31日）

1. その他有価証券で時価のあるもの

（単位：千円）

種類	取得原価	貸借対照表計上額	差額
その他 投資信託	1,364,676	1,687,923	323,247

2. 当事業年度中に売却したその他有価証券（自平成18年4月1日 至平成19年3月31日）

（単位：千円）

売却額	売却益の合計額	売却損の合計額
6,282,299	271,649	—

第18期（平成20年3月31日）

1. その他有価証券で時価のあるもの

（単位：千円）

種類	取得原価	貸借対照表計上額	差額
その他 投資信託	4,219,300	3,485,313	733,986

2. 当事業年度中に売却したその他有価証券（自平成19年4月1日 至平成20年3月31日）

（単位：千円）

売却額	売却益の合計額	売却損の合計額
1,665,943	529,196	104

（デリバティブ取引関係）

第17期 （自平成18年4月1日 至平成19年3月31日）	第18期 （自平成19年4月1日 至平成20年3月31日）
当社は、デリバティブ取引を全く行っておりませんので、該当事項はありません。	同左

(退職給付関係)

第17期 (自平成18年4月1日 至平成19年3月31日)	第18期 (自平成19年4月1日 至平成20年3月31日)																																						
採用している退職給付制度の概要 当社の従業員は、グループ会社が採用している適格退職年金制度に加入しています。当該従業員に係る退職給付費用を当社は負担しており、当該負担額を費用処理しております。	1. 採用している退職給付制度の概要 当社は平成19年10月に、確定拠出型年金制度及び、キャッシュバランス型年金制度を導入致しました。 2. 退職給付債務に関する事項 (単位：千円) <table> <tr> <td>① 退職給付債務</td><td>102,787</td></tr> <tr> <td>② 年金資産</td><td>—</td></tr> <tr> <td>③ 会計基準変更時差異</td><td>—</td></tr> <tr> <td>④ 未認識過去勤務債務</td><td>37,425</td></tr> <tr> <td>⑤ 未認識数理計算上の差異</td><td>6,957</td></tr> <tr> <td>⑥ 退職給付引当金 (①+②+③+④+⑤)</td><td>147,169</td></tr> </table> 3. 退職給付費用に関する事項 (単位：千円) <table> <tr> <td>① 勤務費用（注1）</td><td>96,639</td></tr> <tr> <td>② 利息費用</td><td>225</td></tr> <tr> <td>③ 過去勤務債務の費用処理額</td><td>△1,571</td></tr> <tr> <td>④ 数理計算上の差異の費用処理額</td><td>—</td></tr> <tr> <td>⑤ 確定拠出年金支払額</td><td>27,300</td></tr> <tr> <td>⑥ その他</td><td>△6,012</td></tr> <tr> <td>⑦ 退職給付費用 (①+②+③+④+⑤+⑥)</td><td>116,581</td></tr> </table> （注1）出向者分の費用は、上記金額に含まれておりません。 4. 退職給付債務等の計算の基礎に関する事項 <table> <tr> <td>① 退職給付見込額の期間配分方法</td><td>期間定額方式</td></tr> <tr> <td>② 割引率</td><td>2.00%</td></tr> <tr> <td>③ 過去勤務債務の額の処理年数</td><td>8年</td></tr> <tr> <td colspan="2">（発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数による定額法により、発生した事業年度から費用処理することとしております。）</td></tr> <tr> <td>④ 数理計算上の差異の処理年数</td><td>8年</td></tr> <tr> <td colspan="2">（発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数による定額法により、それぞれ発生した翌事業年度から費用処理することとしております。）</td></tr> </table>	① 退職給付債務	102,787	② 年金資産	—	③ 会計基準変更時差異	—	④ 未認識過去勤務債務	37,425	⑤ 未認識数理計算上の差異	6,957	⑥ 退職給付引当金 (①+②+③+④+⑤)	147,169	① 勤務費用（注1）	96,639	② 利息費用	225	③ 過去勤務債務の費用処理額	△1,571	④ 数理計算上の差異の費用処理額	—	⑤ 確定拠出年金支払額	27,300	⑥ その他	△6,012	⑦ 退職給付費用 (①+②+③+④+⑤+⑥)	116,581	① 退職給付見込額の期間配分方法	期間定額方式	② 割引率	2.00%	③ 過去勤務債務の額の処理年数	8年	（発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数による定額法により、発生した事業年度から費用処理することとしております。）		④ 数理計算上の差異の処理年数	8年	（発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数による定額法により、それぞれ発生した翌事業年度から費用処理することとしております。）	
① 退職給付債務	102,787																																						
② 年金資産	—																																						
③ 会計基準変更時差異	—																																						
④ 未認識過去勤務債務	37,425																																						
⑤ 未認識数理計算上の差異	6,957																																						
⑥ 退職給付引当金 (①+②+③+④+⑤)	147,169																																						
① 勤務費用（注1）	96,639																																						
② 利息費用	225																																						
③ 過去勤務債務の費用処理額	△1,571																																						
④ 数理計算上の差異の費用処理額	—																																						
⑤ 確定拠出年金支払額	27,300																																						
⑥ その他	△6,012																																						
⑦ 退職給付費用 (①+②+③+④+⑤+⑥)	116,581																																						
① 退職給付見込額の期間配分方法	期間定額方式																																						
② 割引率	2.00%																																						
③ 過去勤務債務の額の処理年数	8年																																						
（発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数による定額法により、発生した事業年度から費用処理することとしております。）																																							
④ 数理計算上の差異の処理年数	8年																																						
（発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数による定額法により、それぞれ発生した翌事業年度から費用処理することとしております。）																																							

(ストック・オプション等関係)

第17期 (自平成18年4月1日 至平成19年3月31日)	第18期 (自平成19年4月1日 至平成20年3月31日)
該当事項はありません。	同左

(税効果会計関係)

第17期 (平成19年3月31日)	第18期 (平成20年3月31日)
1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳	1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳
繰延税金資産 千円 未払事業税 142,550 未払費用 537,883 投資有価証券評価損 — 長期未払費用 331,689 繰延税金資産計 1,012,123 繰延税金負債 その他有価証券評価差額金 △131,529 繰延税金負債計 △131,529 繰延税金資産の純額 880,593	(流動) 繰延税金資産 千円 未払費用 77,276 未払事業税 33,188 賞与引当金 347,349 役員賞与引当金 16,917 繰延税金資産計 474,730 繰延税金資産の純額 474,730 (固定) 繰延税金資産 千円 賞与引当金 334,939 役員賞与引当金 70,743 退職給与引当金 59,883 その他有価証券評価差額金 297,967 繰延税金資産計 763,532 繰延税金資産の純額 763,532
2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳	2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳
法定実効税率 40.7% (調整) 交際費等永久に損金に算入されない項目 1.7% その他 0.5% 税効果会計適用後の法人税等の負担率 42.9%	法定実効税率 40.7% (調整) 交際費等永久に損金に算入されない項目 2.8% その他 △1.0% 税効果会計適用後の法人税等の負担率 42.5%

(関連当事者との取引)

第17期（自平成18年4月1日 至平成19年3月31日）

兄弟会社等

属性	会社等の名称	住所	資本金又は出資金	事業の内容又は職業	議決権等の所有（被所有）割合	関係内容		取引の内容	取引金額（千円）	科目	期末残高（千円）
						役員の兼任等	事業上の関係				
同一の親会社を持つ会社	JF Asset Management Limited	21/F Chater House, 8 Connaught Road, Central, HK	60百万香港ドル	金融業	なし	役員1名	海外または国内における投資の助言または一任	投資の助言・一任の受任	5,718,937	未収収益	2,393,456
								調査費等	1,522,806	未払費用	350,582
同一の親会社を持つ会社	JPMorgan Asset Management (UK) Limited	125 London Wall, London, EC2Y 5AJ, England	24百万ポンド	金融業	なし	—	海外または国内における投資の助言または一任	その他営業収益	29,674	—	—
								調査費等	2,155,970	未払費用	610,362

第18期（自平成19年4月1日 至平成20年3月31日）

兄弟会社等

属性	会社等の名称	住所	資本金又は出資金	事業の内容又は職業	議決権等の所有（被所有）割合	関係内容		取引の内容	取引金額（千円）	科目	期末残高（千円）
						役員の兼任等	事業上の関係				
同一の親会社を持つ会社	JF Asset Management Limited	19/F Chater House, 8 Connaught Road, Central, HK	60百万香港ドル	金融業	なし	役員1名	海外または国内における投資の助言または一任	投資の助言・一任の受任	4,858,884	未収収益	1,727,563
同一の親会社を持つ会社	JPMorgan Asset Management (UK) Limited	125 London Wall, London, EC2Y 5AJ, England	24百万ポンド	金融業	なし	—	海外または国内における投資の助言または一任	調査費	2,873,847	未払費用	727,936

取引条件及び取引条件の決定方針等

- ① 投資の助言・一任の受任に関しては、一般的な手数料率を勘案し、協議の上、受任契約を結んで行っております。
- ② 調査費等に関しては、運用の再委託の一般的な手数料率を勘案し、協議の上、再委託契約を結んで行っております。

（１株当たり情報）

第17期 (自平成18年４月１日 至平成19年３月31日)		第18期 (自平成19年４月１日 至平成20年３月31日)	
1株当たり純資産額	214,465円94銭	1株当たり純資産額	247,488円19銭
1株当たり当期純利益	65,909円75銭	1株当たり当期純利益	44,177円86銭
なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載して おりません。 1株当たりの当期純利益の算定上の基礎		なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載して おりません。 1株当たりの当期純利益の算定上の基礎	
損益計算書上の当期純利益	3,708,411千円	損益計算書上の当期純利益	2,485,667千円
普通株主に帰属しない金額	—	普通株主に帰属しない金額	—
普通株式に係る当期純利益	3,708,411千円	普通株式に係る当期純利益	2,485,667千円
普通株式の期中平均株式数	56,265株	普通株式の期中平均株式数	56,265株

（重要な後発事象）

第17期 (自平成18年４月１日 至平成19年３月31日)		第18期 (自平成19年４月１日 至平成20年３月31日)	
—		重要な事業の譲受 1. その旨及び目的 米国の銀行持株会社であるJ P モルガン・チェース・アンド・カンパニーの傘下であり、当社と同じ資産運用部門であるJ P モルガン・アセット・マネジメント・グループに属するJ P モルガン信託銀行株式会社より、その一部業務である資産運用業務を平成20年6月1日に譲り受けました。 J P モルガン信託銀行株式会社の資産運用業務と当社の資産運用業務を統合することで、顧客サービスのより一層の向上と経営資源の有効活用が図れるものと考えます。 2. 譲り受けた相手会社の名称 J P モルガン信託銀行株式会社 3. 譲り受けた事業の内容 資産運用業務。なお、投資信託受益権等の募集の取扱い及び私募の取扱いに係る業務の譲り受けは、平成20年8月1日を予定しております。 4. 譲り受けた資産・負債の額 譲り受け日である平成20年6月1日におけるJ P モルガン信託銀行株式会社の資産運用部門に係る資産・負債の額は、それぞれ848,965千円、39,689千円であります。	

(1) 中間貸借対照表

		第19期中間会計期間末 (平成20年9月30日)		
資産の部				
区分	注記 番号	内訳	金額	構成比
		千円	千円	%
流動資産				
現金及び預金			13,153,787	
立替金			13,560	
前払費用			79,659	
未収入金			96,960	
未収委託者報酬			2,797,205	
未収収益			4,174,493	
繰延税金資産			1,210,090	
その他			93,430	
流動資産計			21,619,188	84.6
固定資産				
投資その他の資産			3,945,408	
投資有価証券		2,444,142		
敷金保証金		76,434		
繰延税金資産		1,406,011		
その他		18,819		
固定資産計			3,945,408	15.4
資産合計			25,564,597	100.0

		第19期中間会計期間末 (平成20年 9 月30日)		
負債の部				
区分	注記 番号	内 訳	金 額	構成比
		千円	千円	%
流動負債				
預り金			191,235	
未払金			1,736,063	
未払収益分配金		2,484		
未払償還金		22,981		
未払手数料		1,015,360		
その他未払金	※ 1	695,237		
未払費用			1,840,208	
未払法人税等			2,131,920	
賞与引当金			2,250,188	
役員賞与引当金			43,822	
流動負債計			8,193,438	32.0
固定負債				
賞与引当金			1,944,155	
役員賞与引当金			197,887	
退職給付引当金			223,532	
その他			7,078	
固定負債計			2,372,653	9.3
負債合計			10,566,091	41.3

		第19期中間会計期間末 (平成20年 9 月30日)		
純資産の部				
区分	注記 番号	内訳	金額	構成比
		千円	千円	%
株主資本				
資本金			2,218,000	
資本剰余金			1,000,000	
資本準備金		1,000,000		
利益剰余金			12,413,031	
利益準備金		33,676		
その他利益剰余金				
繰越利益剰余金		12,379,354		
株主資本計			15,631,031	61.1
評価・換算差額等				
その他有価証券評価差額 金			△632,526	
評価・換算差額等計			△632,526	△2.4
純資産合計			14,998,505	58.7
負債・純資産合計			25,564,597	100.0

(2) 中間損益計算書

		第19期中間会計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年9月30日)		
区分	注記 番号	内訳	金額	百分比
営業収益		千円	千円	%
委託者報酬			9,837,718	
運用受託報酬			5,217,646	
その他			206,697	
営業収益計			15,262,062	100.0
営業費用・一般管理費				
営業費用			7,709,449	
支払手数料		3,742,785		
調査費		3,444,019		
その他営業費用		522,644		
一般管理費			5,290,659	
営業費用・一般管 理費計			13,000,109	85.2
営業利益			2,261,952	14.8

		第19期中間会計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年9月30日)		
区分	注記 番号	内訳	金額	百分比
営業外収益	※ 1	千円 14,058	千円	%
営業外収益計			14,058	0.1
営業外費用	※ 2	83,359		
営業外費用計			83,359	0.5
経常利益			2,192,651	14.4
特別利益	※ 3	15,546		
特別利益計			15,546	0.1
特別損失	※ 4	16,296		
特別損失計			16,296	0.1
税引前中間純利益			2,191,902	14.4
法人税、住民税及び事業税			2,163,611	14.2
法人税等調整額			△1,241,798	△8.1
中間純利益			1,270,088	8.3

(3) 中間株主資本等変動計算書

第19期中間会計期間（自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日）

	株主資本						
	資本金	資本剰余金		利益剰余金			株主資本 合計
		資本準備金	資本剰余金 合計	利益準備金	その他利益 剰余金	利益剰余金 合計	
					繰越利益 剰余金		
平成20年3月31日 残高（千円）	2,218,000	1,000,000	1,000,000	33,676	11,109,265	11,142,942	14,360,942
中間会計期間中の変動額	—	—	—	—	—	—	—
中間純利益	—	—	—	—	1,270,088	1,270,088	1,270,088
株主資本以外の項目の中間会計期間中の変動 額（純額）	—	—	—	—	—	—	—
中間会計期間中の変動額合計（千円）	—	—	—	—	1,270,088	1,270,088	1,270,088
平成20年9月30日 残高（千円）	2,218,000	1,000,000	1,000,000	33,676	12,379,354	12,413,031	15,631,031

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他 有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計	
平成20年3月31日 残高（千円）	△436,018	△436,018	13,924,923
中間会計期間中の変動額	—	—	—
中間純利益	—	—	1,270,088
株主資本以外の項目の中間会計期間中の変動 額（純額）	△196,507	△196,507	△196,507
中間会計期間中の変動額合計（千円）	△196,507	△196,507	1,073,581
平成20年9月30日 残高（千円）	△632,526	△632,526	14,998,505

中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項

項目	第19期中間会計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年9月30日)
1. 資産の評価基準及び評価方法 2. 引当金の計上基準 3. その他中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項	有価証券 その他有価証券 時価のあるもの 中間決算日の市場価格等に基づく 時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。 (1) 賞与引当金 従業員に対する賞与の支給、及び親会社の運営する株式報酬制度に係る将来の費用負担に備えるため、当中間会計期間に帰属する額を計上しております。 (2) 役員賞与引当金 役員に対する親会社の運営する株式報酬制度に係る将来の費用負担に備えるため、当中間会計期間に帰属する額を計上しております。 (3) 退職給付引当金 従業員に対する退職給付に備えるため、当中間期末における退職給付債務に基づき退職給付引当金を計上しております。 過去勤務債務については、その発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（8年）による定額法により、発生した事業年度から費用処理しております。 数理計算上の差異は、その発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（8年）による定額法により按分額を、それぞれ発生した翌事業年度から費用処理することとしております。 消費税等の会計処理 消費税等の会計処理は、税抜方式によっております。

会計処理方法の変更

第19期中間会計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年9月30日)
(株式報酬制度に係る引当金の計上基準) 親会社の運営する株式報酬制度による当社の役員、従業員に対する費用負担額は、これまで親会社からの請求額が確定した時点で費用として処理しておりましたが、前事業年度より、役員、従業員の役務提供に対応して当該株式報酬額を賞与引当金及び役員賞与引当金に計上する方法に変更いたしました。なお、前中間会計期間は変更後の方法によった場合に比べ、経常利益は984,905千円、税引前中間純利益は984,905千円それぞれ多く計上されております。

表示方法の変更

第19期中間会計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年9月30日)
(中間損益計算書関係) 前中間会計期間において「投資顧問料」として表示しておりましたものは、当中間会計期間から「運用受託報酬」として計上しております。

注記事項

（中間貸借対照表関係）

第19期中間会計期間末 (平成20年9月30日)
※1 消費税等の取扱い 仮払消費税等及び仮受消費税等は、相殺のうえ、金額的重要性が乏しいため、流動負債の「その他未払金」に含めて表示しております。

（中間損益計算書関係）

第19期中間会計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年9月30日)
※1 営業外収益のうち主要なもの 投資有価証券売却益 4,216千円 ※2 営業外費用のうち主要なもの 為替差損 69,395千円 ※3 特別利益のうち主要なもの 前期損益修正益 15,546千円 ※4 特別損失のうち主要なもの ゴルフ会員権評価損 16,296千円

（中間株主資本等変動計算書関係）

第19期中間会計期間（自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日）

発行済株式の種類及び総数に関する事項

	前事業年度末 株式数（株）	当中間会計期間増加 株式数（株）	当中間会計期間減少 株式数（株）	当中間会計期間末 株式数（株）
発行済株式				
普通株式	56,265	—	—	56,265
合計	56,265	—	—	56,265

（リース取引関係）

第19期中間会計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年9月30日)
該当事項はありません。

（有価証券関係）

第19期中間会計期間末（平成20年9月30日現在）

その他有価証券で時価のあるもの

（単位：千円）

種類	取得原価	中間貸借対照表計上額	差額
その他 投資信託	3,510,617	2,444,142	△1,066,474
合計	3,510,617	2,444,142	△1,066,474

（デリバティブ取引関係）

第19期中間会計期間 （自平成20年4月1日 至平成20年9月30日）
該当事項はありません。

(企業結合等関係)

第19期中間会計期間
(自平成20年4月1日
至平成20年9月30日)

(共通支配下の取引等)

1. 結合当事企業又は対象となった事業の名称及び事業の内容、企業結合の法的形式、結合後企業の名称並びに取引の目的を含む取引の概要

(1) 対象となった事業の名称及びその事業の内容

J Pモルガン信託銀行株式会社の一部業務

(資産運用業務ならびに投資信託受益権等の募集の取扱い及び私募の取扱いに係る業務等)

(2) 企業結合の法的形式

J Pモルガン信託銀行株式会社を事業譲渡会社、当社を事業譲受会社とする事業譲渡

(3) 結合後企業の名称

名称の変更はありません。

(4) 取引の目的を含む取引の概要

米国の銀行持株会社であるJ Pモルガン・チェース・アンド・カンパニーのJ Pモルガン・アセット・マネジメント・グループに属するJ Pモルガン信託銀行株式会社の資産運用業務と当社の資産運用業務を統合することで、顧客サービスのより一層の向上と経営資源の有効活用が図れるものと考え、業務を譲り受けました。

事業譲受日

平成20年5月31日 資産運用業務

平成20年7月31日 投資信託受益権等の募集の取扱い及び私募の取扱いに係る業務

譲り受けた資産負債の額

資産の額 857,471千円

(未収収益および未収入金)

負債の額 45,339千円

(未払費用および未払金)

2. 実施した会計処理の概要

本事業譲受は、「企業結合に係る会計基準」（企業会計審議会 平成15年10月31日）及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」（企業会計基準委員会 最終改正平成20年5月13日 企業会計基準適用指針第10号）に基づき、「共通支配下の取引」として会計処理を行っております。

（１株当たり情報）

第19期中間会計期間 (自平成20年４月１日 至平成20年９月30日)	
１株当たり純資産額	266,569円00銭
１株当たり中間純利益金額	22,573円33銭
なお、潜在株式調整後１株当たり中間純利益金額 については、潜在株式が存在しないため記載して おりません。	
１株当たりの中間純利益の算定上の基礎	
中間損益計算書上の中間純利益	1,270,088千円
普通株主に帰属しない金額	—
普通株式に係る中間純利益	1,270,088千円
普通株式の期中平均株式数	56,265株

4【利害関係人との取引制限】

委託会社は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

- (1) 自己又はその取締役若しくは執行役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと（投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。
- (2) 運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと（投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。
- (3) 通常の取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等（委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下(4)(5)において同じ。）又は子法人等（委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下(4)(5)において同じ。）と有価証券の売買その他の取引又は店頭デリバティブ取引を行うこと。
- (4) 委託会社の親法人等又は子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額若しくは市場の状況に照らして不必要な取引を行うことを内容とした運用を行うこと。
- (5) 上記(3)(4)に掲げるもののほか、委託会社の親法人等又は子法人等が関与する行為であって投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為

5【その他】

(1) 定款の変更

定款の変更に関しては、株主総会の特別決議が必要です。

(2) 訴訟事件その他の重要事項

平成20年8月に、J P モルガン信託銀行株式会社の資産運用部門の事業の譲り受けを完了しました。

第2【その他の関係法人の概況】

1【名称、資本金の額及び事業の内容】

(1) 受託会社

- ① 名 称 三菱UFJ信託銀行株式会社
- ② 資本金の額 324,279百万円（平成20年3月末日現在）
- ③ 事業の内容

銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律に基づき信託業務を営んでいます。

＜再信託受託会社の概要＞

名 称 ：日本マスタートラスト信託銀行株式会社

事業の内容 ：銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律に基づき信託業務を営んでいます。

再信託の目的：原信託契約にかかる信託事務の一部（信託財産の管理）を原信託受託会社から再信託受託会社（日本マスタートラスト信託銀行株式会社）へ委託するため、原信託財産のすべてを再信託受託会社へ移管することを目的とします。

(2) 販売会社

	名 称	資本金の額 (平成21年2月末日現在)	事業の内容
1	野村證券株式会社	10,000百万円	「金融商品取引法」に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。

(3) マザーファンドの運用委託先の会社

	名 称	資本金の額 (平成20年3月末日現在)	事業の内容
1	J Fアセット・マネジメント・リミテッド	60百万香港ドル	投資運用業務および投資顧問業を行っています。

2【関係業務の概要】

(1) 受託会社

当ファンドおよびマザーファンドの受託会社として、信託財産の保管・管理業務および信託財産の計算等を行います。

(2) 販売会社

当ファンドの販売会社として、受益権の募集の取扱い、目論見書の交付、運用報告書の交付代行、収益分配金の再投資に関する事務、収益分配金*・一部解約金・償還金の支払い等を行います。

* 販売会社にて所定の手続きをとった場合に限りです。

(3) マザーファンドの運用委託先の会社

委託会社との契約により、マザーファンドに関し、委託会社から運用の指図に関する権限の委託を受け、マザーファンドの運用指図を行います。また、委託会社に為替ヘッジに関する助言を行います。

3【資本関係】

受託会社、販売会社およびマザーファンドの運用委託先の会社との間に資本関係はありません。

第3【参考情報】

下記の書類を関東財務局長へ提出しております。

平成20年10月10日 有価証券報告書

平成20年10月10日 有価証券届出書

独立監査人の監査報告書

平成20年8月20日

J Pモルガン・アセット・マネジメント株式会社

取締役会 御中

あらた監査法人

指定社員 公認会計士 鶴田 光夫
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているJ Fアジア・成長株・ファンドの平成20年1月19日から平成20年7月18日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、J Fアジア・成長株・ファンドの平成20年7月18日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

J Pモルガン・アセット・マネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

（※）1. 上記は、当社が、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

2. 財務諸表の範囲にはX B R Lデータ自体は含まれていません。

[次へ](#)

独立監査人の監査報告書

平成19年6月28日

J Pモルガン・アセット・マネジメント株式会社

取締役会 御中

あらた監査法人

指定社員 公認会計士 大木 一昭
業務執行社員

当監査法人は、証券取引法第193条の2の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているJ Pモルガン・アセット・マネジメント株式会社の平成18年4月1日から平成19年3月31日までの第17期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、J Pモルガン・アセット・マネジメント株式会社の平成19年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

（※）上記は、当社が、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

独立監査人の監査報告書

平成21年2月26日

J Pモルガン・アセット・マネジメント株式会社

取締役会 御中

あらた監査法人

指定社員 公認会計士 鶴田 光夫
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているJ Fアジア・成長株・ファンドの平成20年7月19日から平成21年1月19日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、J Fアジア・成長株・ファンドの平成21年1月19日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

J Pモルガン・アセット・マネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

（※）1. 上記は、当社が、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

2. 財務諸表の範囲にはX B R Lデータ自体は含まれていません。

[次へ](#)

独立監査人の監査報告書

平成20年6月27日

J Pモルガン・アセット・マネジメント株式会社

取締役会 御中

あらた監査法人

指定社員 公認会計士 大木 一昭
業務執行社員

指定社員 公認会計士 鶴田 光夫
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているJ Pモルガン・アセット・マネジメント株式会社の平成19年4月1日から平成20年3月31日までの第18期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、J Pモルガン・アセット・マネジメント株式会社の平成20年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

追記情報

重要な会計方針に係る事項に関する注記に記載されているとおり、会社は、親会社の運営する株式報酬制度による会社の役員、従業員に対する費用負担額の会計処理を、従来の親会社からの請求額が確定した時点で費用として処理する方法から、役員、従業員の役務提供に対応して、当該株式報酬額を役員賞与引当金及び賞与引当金に計上する方法に変更した。

重要な後発事象の注記に記載されているとおり、会社は、J Pモルガン信託銀行株式会社より、その一部業務である資産運用業務を平成20年6月1日に譲り受けた。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(※) 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

[次へ](#)

独立監査人の中間監査報告書

平成20年12月18日

J Pモルガン・アセット・マネジメント株式会社

取締役会 御中

あらた監査法人

指定社員 業務執行社員	公認会計士	大木 一昭
----------------	-------	-------

指定社員 業務執行社員	公認会計士	鶴田 光夫
----------------	-------	-------

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているJ Pモルガン・アセット・マネジメント株式会社の平成20年4月1日から平成21年3月31日までの第19期事業年度の中間会計期間（平成20年4月1日から平成20年9月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書及び中間株主資本等変動計算書について中間監査を行った。この中間財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続を適用して行われている。当監査法人は、中間監査の結果として中間財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、J Pモルガン・アセット・マネジメント株式会社の平成20年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間（平成20年4月1日から平成20年9月30日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

追記情報

会計処理方法の変更に記載されているとおり、会社は、前事業年度より親会社の運営する株式報酬制度による会社の役員、従業員に対する費用負担額の会計処理方法を変更したことに伴い、その旨及び当該変更の内容を注記している。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

（※）上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。